

令和 2 年 1 2 月 2 4 日 開 会

令和 2 年 1 2 月 2 4 日 閉 会

令 和 2 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 2 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 1 1 3 号

令和 2 年 第 4 回 小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 1 2 月 2 4 日 (木)
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 2 年 1 2 月 2 4 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 令和 2 年 1 2 月 2 4 日 (木曜日) 午後 3 時 2 7 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	12月24日
1	藤本 傳夫	○
2	三木 卓	○
3	大下 淳	○
4	森 弘章	○
5	藤井 孝博	×
6	中松 和彦	○
7	大川 新也	○
8	柴田 初子	○
9	森 崇	○
10	森口 久士	○
11	安井 信之	○
12	鍋谷 真由美	○
13	浜口 勇	○
14	谷 康男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事	大 江 正 彦	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 立 住 貴 彦

議事日程
 別 紙 の と お り

令和2年第4回小豆島町議会定例会議事日程

令和2年12月24日(木) 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名
- 第4 報告第13号 専決処分の報告について
(小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約
の変更について) (町長提出)
- 第5 報告第14号 専決処分の報告について
(地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について) (町長提出)
- 第6 議案第60号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第7 議案第61号 小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第62号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第63号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第64号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第11 議案第65号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第12 議案第66号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第13 議案第67号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第14 議案第68号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第15 議案第69号 新町建設計画の変更について (町長提出)

- 第16 議案第70号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第17 議案第71号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算 (第6号) (町長提出)
- 第18 議案第72号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(町長提出)
- 第19 議案第73号 令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 第20 議案第74号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) (町長提出)
- 第21 発議第4号 港湾地域活性化特別委員会の設置について (議員提出)
- 第22 議員派遣について
- 第23 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第24 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第25 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力お願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る12月22日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年の瀬の大変ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今月4日に町内で新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、クラスターの発生もあり、昨日現在で27名の感染者が確認をされているところでございます。町民の皆様には、これ以上の感染拡大を防ぎ、穏やかに年末年始が迎えられるよう、外出や会食を控えるなど、大変厳しいお願いをしたところでございます。明日までが辛抱の2週間としておりますが、明後日以降も、引き続き町民の皆様一人一人が3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの感染防止対策に努めていただくよう呼びかけてまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

さて、本定例会では、専決処分の報告2件、条例案件4件、指定管理者の指定案件5件、その他案件2件、補正予算の審議4件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月2日以降12月21日までの主要事業に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件及び定期監査の結果報告は、お手元に

配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、4番森弘章議員、6番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日1日にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、本会の一般質問の時間は、議会運営委員会におきまして1人1問20分と決定しましたので、ご協力をお願いいたします。

また、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。4番森弘章議員。

○4番（森 弘章君） 私は、すそ野の広い島の観光産業、コロナ禍での中核施設の今後はということで、2点ほどお尋ねいたします。

まちの観光中核施設、小豆島オリーブ公園及び小豆島ふるさと村は、本町の設置条例において、町民の憩いやスポーツの場として、また地域文化や産業の振興に寄与する場とし

でも位置づけられており、町内では、寒霞溪や映画村とともに小豆島観光に欠くことのできない重要な施設であります。昨年は瀬戸芸効果もあり、両施設とも大変なにぎわいで、多くの人々が訪れ利用されたと聞いているが、今年はコロナ禍の影響により、観光関連業種だけでなく他の事業者においても、今なお大変厳しい経営環境下にあると思われます。先般の6月議会でも触れていましたが、その後のG o T o トラベルや県及び小豆島独自のキャンペーンの実施効果もあって、観光客は戻りつつあるとは聞くが、これまた第3波と思われる到来に、両財団ともに厳しいやりくりを余儀なくされていると推察いたします。

そこで、まず1点。先月11月は小豆島観光の秋の本番を迎えておりましたが、コロナ禍における両財団の今年度に入ってから直近までの運営状況や今後の集客見込みはどのようなになっているのか。手持ち資金の状況などを含め、経営状況をお伺いいたします。

また、今後の運営状況により、財団へ一般会計基金等からの支出が見込まれるのかどうかについても、併せてお尋ねいたします。

次に、2点目でございます。

両施設とも整備から相当な年数が経過しており、近い将来での大規模修繕や改修の必要性が高まってきていると思われます。いずれも施設自体、今は町有財産であるため、改修等は、町営住宅などと同様に一般会計で対処することになると思うが、ウイズコロナ、アフターコロナへの対応を含め、施設の大規模修繕や改修、更新を含めた整備計画等の計画はあるのか、以上をお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員からコロナ禍における小豆島オーリーブ公園及び小豆島ふるさと村の運営状況及び経営状況について、また両財団における施設の大規模改修を含めた整備計画について、2点の質問をいただきました。

まず、両財団の現在までの運営状況についてお答えをいたします。

4月13日からのオートキャンプ場2か所の臨時休業を皮切りに、両財団におきましても、4月16日から5月31日まで全面休業いたしました。その後、両財団ともに3密を回避しやすい施設から順次営業を再開し、7月17日には全面的な営業再開に至りました。その後、G o T o トラベルや復路フェリー無料キャンペーンといった観光需要喚起策の実施効果もあり、9月、10月の島内観光客数は、瀬戸芸のあった前年同月比で約7割まで回復しており、復路フェリー無料キャンペーンにあつては、現在のところ1万4,000名近くの方に利用していただいている状況でございます。しかしながら、ご承知のとおり、町内

の飲食店と事業所の2か所でクラスターが発生するなど、島内で感染が拡大していることを踏まえ、12月11日からは両財団の運動、遊戯施設及び会議施設については貸出しを停止しているところでございます。今後は、オフシーズンの到来と感染の拡大が危惧されることから、両財団ともに依然として厳しい経営環境にあることに変わりはなく、町といたしましても、両財団の資金繰り及び経営状態につきましては引き続き注視してまいります。

なお、両財団の経営状況及び整備計画につきましては、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私からは、小豆島ふるさと村に係る現在の経営状況及び整備計画につきまして答弁いたします。

まず、1点目の小豆島ふるさと村の経営状況ですが、4月から11月末までの売上げは、前年対比で約3割となっております。また、4月から6月までの売上げが前年対比1割未満、7月から11月まででは約4割で、Go To トラベルや復路フェリー無料キャンペーンといった観光需要喚起策の実施効果が表れております。特に今年は新型コロナの影響で修学旅行の行き先を近場に変更する動きも広がり、9月から11月までの修学旅行による体験学習の売上げは、前年比2.3倍にまで増加いたしました。

今後の集客見込みにつきましては、町内におけるクラスター発生報道後、12月11日現在、宿泊部門における予約状況では、前年同月の実績比で12月が約7割、1月が約4割となっておりますが、当然ながら、Go To トラベルの一時休止の影響や今後の感染状況次第では旅行自粛やツアーの催行の中止など、不確定な部分は残ります。飲食につきましては、例年であれば書き入れどきとなる年末年始でございますが、今年は自粛ムードにより現時点で予約がほとんどなく、大変厳しい状況でございます。

現在の手持ち資金の状況といたしましては、日本政策金融公庫及び民間金融機関からの融資や、新型コロナ関連の給付金及び助成金、並びに支払い猶予制度の活用によりまして、現在のところ基金の取崩しは予定しておりません。

続いて、2点目の整備計画についてお答えをいたします。

ふるさと村の収益の柱となっている国民宿舎は、当初の建設から46年が経過をし、老朽化が顕著であります。加えて、現在の個人旅行客が好む宿泊形態やバリアフリーにも対応できていない構造であることなどから、今後の施設の方向性について、中・長期の方針を定めなければなりません。プールや体育館等の施設につきましても、老朽化が進んでおります。廃止をするのか、それとも大規模改修をするのかなど、様々な方策が考えられる中

で、各施設のより効果的な活用について検討を進めていく必要がございます。このため、10月に有識者や関係団体の代表者で構成する小豆島ふるさと村将来ビジョン検討会を設置いたしました。今後はウイズコロナ、アフターコロナへの対応も含めて、短期的方策、中・長期的方策について検討協議を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） それでは、私からは小豆島オリーブ公園について答弁させていただきます。

まず、1点目の経営状況についてでございますが、今年度におけるオリーブ公園の施設全体の売上げの推移は、4月から6月の第1四半期が対前年比で約1割、7月から9月の第2四半期が約4割、その後、Go To トラベルや復路フェリー無料キャンペーンに加えて県内を中心とする近県からの修学旅行生の増加もあり、10月が約6割、11月が約8割と、回復の兆しを見せていたところでございます。しかしながら、4月から11月の全体で見ますと、対前年比約4割と、大変厳しい状況にあります。

今後の集客見込みにつきましては、例年であればこれからオフシーズンを迎え、2月頃までは来園者は減少し、3月頃から気温の上昇とともに徐々ににぎわってくるのが予想されますが、今後の動向によるため、先行きの見通しが見えない状況でございます。以上のことを踏まえ、長引くコロナ禍を想定し、事業の継続、雇用維持を念頭に置き、基金や内部留保資金に頼らず、公的支援や有利な融資制度等をフルに活用し、これまで以上に営業努力を重ね、経営の効率化を図っていく必要があると考えています。

次に、施設の整備計画についてお答えします。

森議員がおっしゃるとおり、公園内の各施設は、建築後30年経過しているオリーブ記念館をはじめ、その他の施設についても老朽化している状況にあります。そのため、各施設の劣化の具合や基金の状況等を踏まえて、将来にわたってより長く利活用できるよう、必要に応じて、基金等を活用して施設の改修に努めているところであります。そのような中、今回のコロナ禍の影響を踏まえ、ウイズコロナ、アフターコロナに対応するため、施設整備から27年が経過する宿泊施設オリベックスうちのみ内装改修と傷みが激しい小豆島オリーブ公園芝生広場の整備を、コロナ対策の交付金等を活用し実施したいと考えています。

いずれにいたしましても、このコロナ禍を経営全般を見直す機会と捉え、長期的な視野も併せ持ち、ありとあらゆる手段を講じてこの危機を乗り越えたいと思っております。以

上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） ありがとうございます。あと何点かお伺いしたいところでございますが、昨今のコロナ事情がありますので、次回の機会にお願いしたらと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、世界の人たちが好んで食する食品の開発をということで質問をいたします。

世界中に拡大する新型コロナウイルスは、昨日現在ですけど、感染者が約8千万人に迫り、死者は約170万人、日本でも約20万人が感染をし、死者は約3千人を超えております。コロナ禍で日本経済も不安定化し、全国の交通関係、観光関係業界が落ち込みがひどいことになっております。小豆島の産業も元気がありません。島内の雇用を守るためにも、地場産業である食品製造業界は、新型コロナ禍の下でもさらに頑張ってもらいたいと思います。しょうゆ醸造から戦後始まった佃煮業界も75年になります。人の食生活も時代とともに変化をしてきました。人間の命を支える食品は、人体にとりまして大切なものがあります。この食品製造に今日まで携わってきた地場産業のさらなる発展のために、このコロナ禍の下でありますけども、世の人たちが好んで食べる食品の開発を急ぐ必要があります。そのため、島の内外の知恵を結集して新商品の開発をして、多くの人たちに広めるための手だてを町がつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から、コロナ禍における地場産業のさらなる発展のための新商品開発及び情報発信についてご質問をいただいたところでございます。

浜口議員のおっしゃるとおり、食の嗜好は時代とともに大きく変化しております。また、ネット通販の拡大や健康志向の高まりなど、従来から見られる傾向は、コロナ禍においてますます顕著になっております。島の地場産業におきましても、このような時代の変化を見据えた新たな取組が必要であると考えております。

その取組といたしまして、令和元年度から小豆島町商工会が中心となって設立いたしました小豆島ブランド推進委員会において、小豆島ブランド推進事業を進めておるところでございます。本事業は、小豆島の企業が業界の垣根を越え、島の優れた地域資源の価値を正しく認識し、そのストーリーを適切に発信することで、地域産業及び地域経済の活性化

を図ることを目的といたしております。さらには、本年度からは本事業に土庄町が加わり、地域ブランディングを島全体で進めていくこととなりました。現在、ブランディングの専門家の下、小豆島地域ブランド戦略を策定しておるところでございます。小豆島地域ブランド戦略とは、島の自然や生活文化、しょうゆ、佃煮、素麺、オリーブなど、もともとある豊かな資源に対して、戦略的に役割を設定し、小豆島を総合的にプロデュースしようとする試みでございます。これにより、商品の価値を高め、小豆島の新たなファンの獲得を目指しております。したがって、町といたしましては、まずは本事業におきまして、今ある商品の価値を適切に発信し、観光の体験と連動させるなど、商品提供の新しい枠組みづくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 11月30日の日本農業新聞にこういう記事がありました。小豆島で長命草の加工食品が開発されたと紹介されておりましたが、加工食品は多くの方が買ってくれるものに果たしてなっているのだろうか。世の人たちが好んで食べてくれるものならば、大々的に商社などともに広くPRをしなければ広がらないと思います。ラーメンを世界に売っております日清食品の社長を務めた安田の中川晋さんに協力をいただけたらどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 浜口議員から、小豆島長命草を用いた加工商品のPRについてのご質問をいただいたところでございます。

浜口議員のおっしゃるとおり、小豆島長命草につきましては、まだまだ消費者からの認知度も低く、開発された商品についてもヒット商品には至っていないところでございます。小豆島長命草につきましては、平成25年から町内の食品企業で組織をする小豆島食材開発会議が中心となりまして、町や県、発酵食品研究所、香川大学などと連携をいたしまして、研究開発を行ってきたところでございます。これまでに、葉や茎を活用したつくだ煮やドレッシング、粉末にして麺に練り込んだ長命草讃岐うどん、それからそうめんなど、13品目にわたる商品が開発されております。この中には、長命草の持つ血糖値の上昇を抑制する効果を科学的に証明し、機能性表示食品として販売されている商品もございしますが、商品の魅力がまだまだ消費者に伝わっていないことから、継続した情報発信が大切であると考えております。

中川晋さんにつきましては、先ほど町長が申し上げました小豆島ブランド推進委員会の会長として、ご指導、ご助言をいただいております。今後、小豆島地域ブランド戦略によ

り情報発信を行うことで、地域商品の価値を高めることにより販売促進効果が期待できると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○13番（浜口 勇君） 以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから1問質問いたします。

迫る航路存続への英断ということですか。

最初に、この質問に関しましては、先月の11月30日に提出したもので、それ以降、草壁高松航路存続に関するいろいろなことが起きました。そういうところで、少し質問の内容が変わるかも分かりませんが、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

8月末に、住民には寝耳に水の草壁高松航路を休止し、池田航路に一本化、2便増便という、一方的な町民を無視した申入れがありました。住民はその話を聞き大変に困惑していると、ぜひ航路は存続してほしいという要望が多くの方から聞かれました。当然、航路の休止は言うまでもないが、休止を見込んだダイヤの再編、池田航路2便増便という納得の出来ない申入れと思ひます。12月中、今月中、四国運輸局からの町としての意向等の照会の回答が迫っていると思ひます。あくまでも池田港の港湾管理に関する安全上の支障等の意見照会というふうに聞いておりますが、町として、できるのであればこの池田2便増便のダイヤ変更を拒否できないものか。

また、港湾の安全上の支障等、どのような回答をするのかということが注目されております。もし拒否できないのであれば、地元が様々な手だてを模索している間、この休止予定日の延期、またダイヤ編成の申請の取下げというたらなかなか難しいと思ひますので、草壁高松航路の確保を、運輸局に、また両備のほうへ申入れができないものかと考えておりますが、どのようなお考えでしょうか。本当にこれは住民の願ひです。多くの住民が草壁航路を存続してほしいというふうな思いを持っておりますので、町としてもどのように今後行っていくのか、対応していくのか。もう仕方なく諦めてしまうのか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員のご質問にお答えをいたします。

8月末に、両備グループによる草壁航路の休止と池田航路の増便を内容とする航路再編計画が持ち上がった件につきましては、既に議会にもご説明申し上げたとおりであり、大川議員ご指摘のとおり、住民はもちろん、私にとっても唐突な出来事でございます。こ

れを受け、また航路存続を望む住民の声を踏まえて、9月3日の両備グループ小嶋代表への草壁航路存続要望を皮切りに、監督官庁である四国運輸局をはじめとする関係機関にも再三にわたり草壁航路存続を働きかけてまいりました。併せて、10月18日に発足いたしました草壁高松航路存続を考える住民会議の皆様にも両備グループの小嶋代表と面談していただき、草壁航路の存続を願う住民の切実な声を直接届けていただいたところでございます。

大川議員ご指摘の増便申請についての四国運輸局からの町に対する意見照会につきましては、10月19日に届いており、照会事項は池田港の港湾管理上の支障の有無でございます。町といたしましては、池田港の管理業務の一部について県から委託を受けておりますが、港湾全体としては県管理であるため、11月5日付で香川県小豆総合事務所長に対しまして意見照会をし、12月10日には港湾施設の管理上、特に支障はないとの回答をいただいております。町には、拒否する・しない、認める・認めないといった裁量の余地はなく、港湾管理上の支障の有無につきましては、香川県小豆総合事務所長の回答に沿って四国運輸局に回答せざるを得ないと考えているところでございます。

一方で、町や草壁高松航路存続を考える住民会議が草壁航路の存続を模索する中、運航ダイヤの確保など、一定の条件が整えば草壁航路に参入してもよいという他の航路事業者も現れており、もし今回の増便申請が認可されれば、他の航路事業者の参入条件である運航ダイヤが確保できず、草壁航路存続の可能性が低くなります。このため、町といたしましては、現在の内海フェリーの運航ダイヤはサービス基準を満たした草壁航路存続の意向を持つ航路事業者が使用すべきと考えており、同航路の休止を前提とした増便申請については慎重な対応をお願いするとともに、同航路存続を目指す航路事業者の運航ダイヤ確保に向け、格別のご支援、ご配慮をお願いする旨、既に四国運輸局長宛てに要望書を提出したところでございます。併せて回答書の中でも重ねてお願いすることといたしております。両備グループに休止届や増便申請を思いとどまっただくことは大変厳しい状況であり、草壁航路存続のハードルは極めて高いと言わざるを得ませんが、僅かでも可能性がある限り、これまで同様、草壁航路存続を目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 最初に申しましたように、かなりこの12月に入りまして動きがありました。先日、町長が、12月21日、四国運輸局長に要望書を持っていった、その結果等、発表できることがあればお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほど答弁申し上げましたような要望書を持参いたしました。なかなか四国運輸局長からはよい返事がいただけてないという状況でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） もう一点、この四国運輸局が両備の池田2便増便を最終的に認可される時期は12月末と考えておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先日の四国運輸局長との面談に際し、そのあたりも確認はさせていただきました。運輸局からの回答は、年明けに認可の方向で行きたいというお返事をいただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ありがとうございます。それでは、今後、町としてこの草壁航路存続に対する対応策と申しますか、これ、先ほど町長がおっしゃいましたように、池田便が2便増便されると、草壁航路自体が高松港のバースに入る3便しかありません。3便では、多分航路のサービス基準に満たない、4便以上というふうに私は聞いておりますので。そのあたりで他の業者が参入することができなくなる。ということは、草壁航路は休止のままで続いていくというふうなことで、止まってしまう可能性が大きくなります。お正月明けに認可の結果が出ると思っておりますが、認可が出て以降も、できるだけ町としても草壁航路の存続に向けての対応策、最善策を何か模索しなければいけない。仮に認可されたとしても、それに対応できる何か対策等を考えなければ、草壁高松航路は終わってしまいます。そういったところで、これからの将来、小豆島全体を考えるに、観光産業、また高齢者の高松への足、生活航路を確保するために、町として今後どのような対応を考えておいででしょうか。ありましたらお願いしたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今後、町の具体的な対策は今のところ想定されておりませんが、私自身は高松草壁航路は本当にすばらしい航路であると思っておりますので、引き続き存続に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） よろしく申し上げます。また、住民会議のほうもいろいろ模索しておりますが、なかなか難しい状況になっております。今後、できるだけ草壁航路が復活

できるように、町とともに頑張っていくというふうに会長のほうから聞いておりますので、ぜひ手を取り合って、住民の生活航路であります草壁高松航路、将来的に10年、20年先を考えてでも、やはり航路を確保して船を走らせていくというふうな方向でやっていきたいと思っておりますので、今後とも情報交換等をしながらお願いしたいと思っております。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、町長の政治姿勢について伺いたいと思っております。

11月に町議会の議会説明会を初めて行いました。その会において、地域住民の関心のあることである内海フェリー問題が取り沙汰されました。その中で、合併前の地域感情を感じさせる意見も出ていました。今まで全員協議会で内海フェリーが協議、説明されてきましたが、行政ができるすべは、民間業者へのお願いしかないという現実だけであったと考えます。町長の立場において、住民とやみくもに歩調を合わせるのではなく、冷静に一步下がって全体を見た判断で行政運営を行うことが必要ではないかと考えます。町長の見解を伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員からの町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

私は、町長就任以来、小豆島町長として、町全体を俯瞰し、各種の政策や施策を立案し実行してまいりました。今回の草壁高松航路の問題につきましても、本航路の重要性や必要性を総合的に判断した結果、本航路の存続が必要であるとの考えの下、この問題の発生以降、終始一貫した対応を行っているところでございます。住民とやみくもに歩調を合わせるのではなく、冷静に一步下がって全体を見た判断で町政運営を行うことが必要ではないかと考えるがとのご指摘でございますが、住民の負託を受けた町長として、住民のご意向を的確に捉えることはもとより、さきに申し上げたとおり、本航路の重要性や必要性、また本町の均衡ある発展、地域の活性化など、総合的な視点に立って冷静に判断し、取組を進めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 内海フェリー問題というのは1つの問題であります。私が言っているのは、合併して15年たちます。その中で、地域感情がまた再発と言うか出てくるというふうなことは、行政運営としてはどうかと。いろいろな施策においても、計画自体を

作るまでが大変労力が発生します。一瞬にしてその物事もおじゃんになるというか、駄目になってしまうというのが現実にあります。その辺の運営を考えていく必要があるのではないかと思います。例えば、学校問題にしたって、合併して15年ずっと考えてこられた学校統合問題にしたって、一瞬のうちに消えてしまう、そんな事態を招くことは行政としてはあり得ないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほども申しましたように、町長就任以来、終始一貫して、町長として町全体を俯瞰しているつもりでございます。そういった中で、重篤にそういった地域感情が出るということというのは、本当に難しい話だと思っておりますけど、そのあたりは十分に説明をしていきたいと思っておりますし、私自身は、住民感情、地域感情はあるべきものではないというふうに考えておりますので、そういった施策を今後とも展開していきたいと思っております。

一方、学校統合につきまして、若干質問要旨が変わりますが、私自身、学校統合については状況が変わったので、今後検討していきたいということで、町長選挙でもそういったことを申し上げたところであります。ただ、今回のこのコロナウイルスの状況におきましては、3校あってよかったかなというところもあります。ただ、これ以後についても、少子化が進んだ段階でどうするのか、そのあたりも今現在検討しているところでございます。今後とも、住民感情で町をどうする、こうするという、町内でのもめごとというのは極力避けていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 安田議員。

○11番（安井信之君） ずっと平行線的な部分になるのかなと思いますが、木を見て森を見ずというふうなことで政治運営をやっていただくというふうなことにならないように、苦言を呈して終わりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、交通安全対策に関してということで質問させていただきます。お手元の資料には、少し通告の時期がずれておりましたので、資料と少し変わった

ものになると思いますので。

県民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るため、香川県交通安全県民会議主導の下、12月10日から年明け1月10日までの期間、令和2年度年末年始の交通安全県民運動が展開されています。小豆島町交通安全対策協議会において、町内の交通安全の啓発の一助となるよう、年末キャンペーンを12月10日に予定していましたが、12月7日に本町において新型コロナウイルス感染症が拡大していることを踏まえて中止が決定しました。当日はドライバーに啓発グッズを手渡す直接キャンペーンを予定していたようです。私は、このような内容でいいのか、以前からキャンペーンのときなど、いろいろな方と話をしたことがあります。日頃、私も完璧な運転ができているとは思っていませんが、車を運転しているとき、皆さんもヒヤリ・ハットする経験があると思いますが、また島外から来られた方からは、小豆島ルールで走っていると聞いたことがあります。例えば、夕暮れどき、なかなかライトを点灯しない、一時停止をきちんとしない、方向指示器をなかなか出さない、センターラインをはみ出して走ってくるなど、いろいろあります。また、自転車、歩行者にも問題点はあると思います。自転車の飛び出し、歩行者の飛び出し、こういうことがいろいろ体験されておられると思いますが、現在、香川県は、交通事故死亡者数が昨年同期を上回っています。知事は、何年も前から、会があるごとに挨拶の中で必ず交通安全のことに触れています。今日の四国新聞の記事にもルール徹底をとということが載っておりました。町独自のキャンペーンにこだわらず、小豆島町交通安全対策協議会や警察とも協議して、安全運転につながるような啓発活動や対策ができないのか、町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から交通キャンペーンについてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、今年に入り、香川県下では交通死亡事故が昨年同期を上回るペースで発生し、知事からは交通死亡事故多発緊急事態宣言を発出し、県民に対する警鐘を鳴らして、安全運転を呼びかけている状況でございます。一方、町内におきましては、事故件数は10件と、昨年同期より8件減少、死亡者につきましては前年度同数の1名でございますが、これは1月に池田地区での川への転落事故によるもので、自動車による死亡事故は発生していないことから、本町のキャンペーンや啓発活動は一定の効果が出ているものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、大勢で街頭に出て行うキャンペーンだけではなく、ドライバーはもとより、自転車、歩行者を含めた交通マナーの向上につながる、さら

に効果のある啓発活動を模索していく必要があると認識しているところでございます。

キャンペーンなどの具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私からは、キャンペーンなどの啓発活動について答弁いたします。

本年度、小豆島町交通安全対策協議会が実施主体となり、春、夏、秋の交通安全キャンペーン及び年末の今回のキャンペーンの4回を予定しておりました。その間、議員からキャンペーンの内容についてご意見をいただいておりますが、春、夏、秋の3回のキャンペーンにつきましては、香川県交通安全県民会議主導の下、県下一斉に行われておりますので、内容について小豆島町交通安全対策協議会が自由に変えられるものではございません。ただ、冬のキャンペーンにつきましては、小豆島町交通安全対策協議会が独自で行っておりまして、各関係団体及び今回はせいけんじこども園さんにご協力いただき、啓発グッズの配布を予定しておりました。しかし、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響により全てのキャンペーンが中止となったところでございます。一方、小豆警察署におきましては、事業所での自動車運転講習のみならず、各学校や老人クラブ等の集会に出向いて、歩行者や自転車の交通安全教室を実施していることに加え、巡回連絡で家々を訪問しチラシ等を配布するなど、継続的に広報、啓発活動を行っております。その結果もあり、小豆島町の人身事故発生件数は近年減少傾向にあり、令和元年度には、香川県警察本部発表の交通安全度ランキングにおきまして、県内で2番目となっております。

また、3月議会におきまして、森口議員から公用車のドライブレコーダー設置に関するご質問をいただいたときに答弁いたしましたように、ドライブレコーダーは、単なるドライブの記録という面以外にドライバーの心理面から交通事故発生減少への効果も大きいと考えております。現在、公用車への設置を順次進めており、今後は町民向けの設置に対する補助制度の創設を検討しているところでございます。

最後になりますが、交通事故は個々の安全運転意識の欠如も一因であることから、啓発活動の重要性は議員と同様の認識でございます。現在実施しているキャンペーンは、大勢で路肩に立って安全運転を呼びかけているものの、ドライバーの皆様方にはあまり評判のよいものではないかもしれません。町長からも答弁しましたように、さらに効果のある啓発活動を模索し、議員におかれましても、妙案がございましたら香川県交通安全県民会議に提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解、またご協力をお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 答弁の内容、警察のほうの取組については、私は直接聞いてきましたから、そういうことであるというのは分かっております。ただ、私はこれをなぜ取り上げたかと言いますと、実はこの取り上げる少し前に、たまたま、僅か1週間の間に3回ひやっとなりました。ちょうど夕方の通勤者が帰る時間に池田であったんですが、それと早朝といいますか、通勤時間帯に国道、車が並んでる間から人、あるいは自転車が出てきたというふうなことがありますて、まだまだそういう、たまたま私はゆっくり走っておったということで、接触事故もなく事故にもならなかったということで、大事には至らなかったんですが、本当にひやっとして。これはなかなか、減っておると言いながら、そういうふうな認識は薄いのかなと。一番ひどかったのが、押しボタンの信号、車の場合は、ちょうど私は青で通過しておったんですが、だから歩行者のほうは赤信号で押さずに渡ってきたと。それも車が渋滞しておる間ですから、車が並んで止まっておるのも問題があったと思うんです。渋滞して歩道を塞ぐような停車というのは、基本的には駄目だと思います。一番悪い例が、実はオーリーブバスに横断歩道、塞がれたというようなこともありました。渋滞時になると、当然、皆さんも経験があると思うんですが、前の車の動きというのは、ある程度分かると思います。横断歩道を塞がれると、当然違うところから出てくると、そういうふうなこともある。ですから、確かに学校とか老人クラブなんかの講習はされておるといのは、私も前々から知っておりますが、これも老人クラブになると完璧ではない、全部の老人クラブにはやってないと。ですから、もっとこの会に出てくる人いうんは、そのときは真面目にというか、ちゃんとしてくれる。ところが、いざ自分が生活の中での動きというのは、なかなか十分ではないかなという感じがします。ですから、もっと自治会で取り組むとか、何かいろんな人がそういう体験ができるような場を持ってほしいなど。それによって、小豆島へ行ったら交通事故はまずないと、安心して走れるというような環境整備をしていきたいなという思いが、私がしとるわけじゃないんですが、そういう希望を持っております。それによって、一つでも明るいといいますか、自信を持って皆さんに提供できるものじゃないかなという思いでこういうようなことを取り上げました。今回は、ほかの議題が物すごく盛り上がってますけども、身近な話ということで、今、課長が何か提案はないですかというような話だったんですが、本当にいろんな人が参加できるような交通教室、こういうなんをやっていってほしい。キャンペーンは、確かにその時期にキャンペーンをすることも大事ですが、形だけで参加しておる人も、参加せんかったらあれやからなというようなことで、どっちかというともう参加することだけが中心

になっているような雰囲気ありますから、そこらあたりはもう少し見直すということもお願いしたいなと思う。確かに県民会議のほうから決まった分のキャンペーンということですが、それプラスというんはできないんですかね、そのあたりどうなんです。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 最後のご質問でございます。県のキャンペーンの方針、毎回、活動の要項というのが出されておまして、こういったキャンペーンをしましょうというものがございます。基本的にはそれに沿ってやらせていただいておりますけれども、特に冬のキャンペーンについては、それぞれ地域の実情に応じたことをということでしたので、今回、今までともまた違ったキャンペーンを試みようとしたところでございました。なので、独自色が出せるところについては、地域で考えてやっていきたいと考えております。

また、最初のご質問にありましたように、多くの方に交通マナーの啓発というようなことですが、これにつきましては、大々的にやるのではなくて、小まめに、自治会であったり老人会であったり、子供たち、学校であったりということで、小さな単位で小まめにしていくことが必要ではないかと思っておりますので、このあたり、また警察のほうともご相談させていただきながら、交通マナーの向上、できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） そういうことで検討していただけるということですから、それはそれで。

もう一つ、先ほど言い忘れました。自転車事故による高額な補償ということが請求されて、裁判例があります。皆さんもご存じだと思うんですが、この自転車保険というんは、車に特約をつければ加入できるというようなこともありますし、そうでない方には加入していただくというような推進もぜひお願いして、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 小豆島町では、高齢化率は今43%だと聞いております。車で移動しとる人は、車の高齢者マーク、四つ葉マークの方、これは70歳以上の方がつけるというふうになってますけれども、この車をすごく見かけます。その意味において、これからこういう年代の方が、免許証返納する方が増えるんじゃないかと思えます。それで、今回は運転免許証返納支援についてをご質問したいと思えます。

現在、小豆島町では、免許証返納支援として、オリーブバス回数券1冊3,400円、これを年間6冊、金額にして2万400円、これを3年間受け取ることができるというふうになっております。他の自治体と比べて手厚い支援であるかなとは思いますが、以前はI r u C aカードなどもありましたけれども、今はこの回数券のみでありまして、選択肢はありません。ほかの自治体なんか見ると、多少選択する余地があるところもあるように見受けられます。免許証の返納はしたけれども、バス停までは距離がある、また足が悪くて危険なので免許証は返納した、だからバスには乗れない。こういう方をちょこちょこ、返納した方にお聞きしますとおいでます。そのために、回数券をいただいても、バスに乗らないのでもう要りませんと、辞退したという声も聞きました。実質、回数券を3年間受け取られた方は何人ぐらいおいでますでしょうか。免許証を返納すると行動範囲はどうしても狭くなります、返しますと。ある人なんか、聞いたところによりますと、免許証を離れてる家族から返納しなさいって言われて、返納した途端に外出をしなくなって、家に閉じ籠もったりして認知症になってくるという、そういう例もありました。こういうことから、行動範囲を縮めることなく生活していただくためにも、回数券とタクシーチケットを併せるとか、I r u C aカードをまた復活させるとか、そういう支援をするお考えはありますかどうか、お聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から運転免許証の返納支援についてご質問をいただきました。

高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、高齢ドライバーによる交通事故の防止とオリーブバスの利用促進を図り、日常生活における高齢者の外出を支援するため、平成22年度に制度化したものでございます。具体的には、自主的に運転免許証を返納された高齢者に対しましてバス回数券の支援を行っており、平成22年度の制度開始から令和元年度までの10年間で延べ756人の方にご利用いただいているところでございます。

さて、支援事業につきましては、バスの回数券に加えてタクシーチケットの利用ができるようにとのご指摘でございますが、制度開始時に比べて町の高齢化率はますます高くなっております。また、悲惨な交通事故の報道等によって、自主返納に対する社会的機運やその必要性も高まっております。つきましては、高齢者の交通事故を抑制し、日常生活における移動手段の多様化を図り、さらなる外出支援を充実するため、タクシーチケットの採用に向けた課題の整理と実現可能性の調査を開始したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、利用状況の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、支援事業の利用状況につきましてご答弁いたします。

まず、高齢者の自主返納者の数でございますけれども、香川県くらし安全安心課の統計によりますと、毎年100名前後の方が自主返納をしている状況にございまして、昨年は120名を超える値となっております。また、本町の支援事業の利用者の方もこの返納者に近い値になってございまして、自主返納をされたほとんどの方が本町の本支援事業を利用いただいていると考えております。

支援事業を利用された方のうち、ご質問の回数券を3年間全て受け取られた方、こちらを申し上げますと、平成27年度につきましては、新規申請が97人中3年目が90人となっております。それから、平成28年度、新規申請84人中3年目が72人、平成29年度新規申請105人中3年目が91人と、3年たった後ですけれども、約9割の方が3年間全て受け取られており、残りの1割の方につきましては、お亡くなりになられたり、あるいは施設へ入所するなど、辞退をされているようでございます。

最後に、タクシーチケットの採用につきましては、町長の答弁にありましたように、まずはオーリーブバス、それからタクシー事業者との協議によって課題等を洗い出し、財政負担等を調査しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） バス回数券は、これ、3年も続けて9割の方が受け取るとるん。これはすごいことだと思うんですけども、この方が返納して、3年間の間、ずっとバスを利用して、お買物とか行動をしているっていう、これはきちっと実態は、本当にと言うたら悪いですけれども、いただいた方が実質回数券を使ってるのかどうかという、それは分かりますか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 回数券を受け取られた方が実際どのぐらい活用されているかというご質問でございますけれども、実は予算委員会でも大川議員のほうからご質問をいただいたことがあります。我々、毎年申請をいただいて、今年度から利用状況をお聞きするようにいたしました。ざっくりですけれども、9割ぐらいの方がしっかり使わせていただいています、ありがたい制度ですという好評をいただいておりますので、ここは

しっかりと続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） そうなのって、本当に素晴らしい行動力で皆さん頑張ってるんだなと思います。でも、やっぱりまだまだこれから、高齢者が増えると言うたらおかしいんですけど、高齢化が進んでいきます。私自身ももう何年もしたら返納しなくちゃいけないかなという、団塊世代ですので、そういう年になってまいります。みんながバス停まで歩いていけるという、そういう状況がいつまでも続くことが、いろんなところにも影響してくる、保険とか、そういうなところにもありがたいなと思うんですけど、高齢者がいつまでも安心して動けるっていう、自由に動けるっていうか、そういうなところをしっかりとこれからも見守っていかないかなと思うんですけども。この回数券のあれですけども、時々誰かにあげたっていう人も聞いたりしますので、そここのところは実情に応じて、バス乗れる間はいいいんですけれども、そのときによっては、家族の介護とかそういうなこともあったりして、どうしても家からタクシーに乗っていかないかんという、そういうときもあります。本当に町をまたいで行ったりやなんかすると、1日ちょっと行って帰ってきたら、もう1万円もタクシー代がかかったっていう人もありますので、そういうなで、少しバスとタクシーチケットとか、そういうのを併用しながら、生活ができていけば一番理想的になるんじゃないかなと思いますので、しっかりと協議をして調査をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは、草壁高松間の航路の確保について質問させていただきます。

少し前ですが、広辞苑に公共交通の言葉が記載されていないので、県に聞きました。そうすると、公共交通の定義は日本にはありませんと言われました。公共と交通というのは別々に出ております。公共交通の言葉は、バリアフリー法に少し出てきますとのことでございました。3年に1度開かれている瀬戸内国際芸術祭が始まったとき、広島県江田島の市長さんが小豆島に来られましたが、市長さんは、交通基本法の案は素晴らしい。人間には移動の権利があると書いておる。江田島からは年寄りの方が広島県の病院に行っている。子供たちは広島の学校に通い、移動していると高く評価されていました。そのときの移動の権利の法案は、約4年間議論されましたが消えてなくなりました。

本題に入りますが、大問題になっている草壁港から高松のフェリー航路廃止を知ったの

は8月28日でございました。私は新造船が走ると期待していましたので、本当に驚きました。これより少し前、8月25日の午前中、池田の片山さんと両備の小嶋会長と、もう一人若い方に町の玄関で会いまして、挨拶しました。町に聞きたいのは、こんな大切なことを町はいつから聞いていたのかと思います。ご答弁願いたいと思います。

9月1日には、香川県の海員組合の事務所を訪ね実態を聞きました。海員組合の方は、私たちは組合員の身分を守るのが任務ですと言われ、そのとおりでございました。9月議会で、草壁高松間の高速艇問題の実態を聞くために質問を出しましたが、その質問やめてほしいとの声仲間からあり、再度驚いたわけでございます。私たちの議会質問は、町民の思っていることばかりだと今も思います。確かに船会社がやっていけなくなっていることを無視して話は進みませんので、みんなで悩んで正しい道を選ぶことだと思っています。私は主に署名の集約に関わりました。航路がなくなることをどう思っておられるのか、弱い方の意見や希望を署名にサインしてもらいしかありません。免許証を持っていない方、高齢となり免許証を返した方、車椅子で移動している方、障害の方はもっと大変だと思っています。民主主義の世の中であることを真剣に考えるようになりました。弱い人の気持ちや高齢化した人の思いを表に出すのが町行政だと思っています。航路も道路だという言葉が、今回ほど身に迫ったことはありません。瀬戸内海の真ん中にある小豆島には港が6つあり、大きな役割をしていると思います。今回の署名に現れた切実な願いを町全体で受け止めなければならないと思っています。これを請け負った両備さんの決意が固く、困っているのも現実だと思って受け止めております。町を批判しているのではなく、共に悩んで考え直す出来事だというふうに思っています。幸いにして町民も立ち上がり、草壁・高松航路存続を考える住民会議の組織も頑張っております。若者もアンケートを取るなど、立ち上がっています。これは要望ですが、数年前、町主催で行政懇談会をし、町の政策を伝え、町民から広く意見を聞き、町政に反映するとしていました。当時、12日間にわたって行っております。私たち議員も初めて町民に呼びかけ報告会を始めたところでございます。このまま何もせずに成り行きに任せることはないと思いますが、町の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から、草壁高松航路の確保に向けた決意に関する質問をいただきました。

草壁高松航路につきましては、人が移動する上で大切な道であり、森議員が言われる「航路も道路である」との思いは全くの同感でございます。特に障害者や高齢者など、交

通弱者といわれる方にとりまして、身近な航路は極めて重要な移動手段であると考えております。また、小豆島の6つの港はそれぞれに歴史と役割があり、全ての港が住民の暮らしと産業を支える重要な機能を担っております。

さて、航路休止の情報をいつ入手したかのご質問でございますが、これまでの全員協議会でもご報告しておりますように、8月25日に両備グループの小嶋代表と小笠原前社長がそろって来庁され、航路集約の話は初めて聞いたところでございます。

最後に、私の決意といたしましては、航路存続の思いは森議員と同様でございますので、僅かでも可能性がある限り、引き続き航路存続に向けて取り組んでまいります。

なお、町政懇談会を開催し、町民から広く意見を聞いてはとのご要望でございますが、内海地区の全ての自治会長をはじめ関係各種団体で組織されている草壁・高松航路存続を考える住民会議から、航路存続に向けた熱い思いは既にお聞きしており、また新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますので、現時点での開催は困難であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） ありがとうございます。これ、法律なんですけども、詳しくないんですけど、私は。今年2年12月1日に、参議院、国土交通委員会から法律ができてます。読み上げますと、交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議でございます。これが出たんは知ってると思いますけど、どのように受け取っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） ご質問の法案でございますけれども、これにつきましては、11月20日に衆議院に提出されまして、国土交通委員会をへまして、11月24日に衆議院を通過しております。その後、参議院に送られまして、12月1日に、森議員おっしゃった附帯決議を参議院の国土交通委員会で可決した後、12月2日に参議院を通過しまして法案成立しております。12月9日には公布されまして、公になった、正式に公布されております。交通政策基本法の改正部分につきましては、交通が対応すべき社会情勢として、人口減少ということが新たに盛り込まれております。それから、寄与すべきものとして、地域社会の維持及び発展という文言が新たに加わっております。それから、国土強靱化の観点から、大規模災害時における交通の持続可能性を確保すること、また人口減少などの社会経済情勢の変化や国民の交通に対する需要が多様化し、または減少する状況においても、離島に係

る交通事情、その他の諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保、その他必要な施策を講ずることというふうな内容になっております。さらに、公共交通機関の施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保に対する支援、こういったものを講ずることが条文に新たに加わっております。この改正に基づく国の基本的な施策や支援策、これはどうなるのかというのは、まだ公布されたばかりでございますので現時点では分かりかねますけれども、はっきりしているのは安全衛生面への支援が法案に盛り込まれたということで、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に対する施策は比較的早く出てくるものと思っております。ただ、今回の航路問題のようなことにどういった影響が出てくるのかというのは、ちょっと今現段階では分かりかねますので、国の動きを注視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私はその時にうまく合わせたいい法律が偶然できたのかなという期待をしております。

次に、町長の施政方針の中で町長言われたとおりなんですけども、その中の、町長は人が集い元気なまちを目指していくとあります。

○議長（谷 康男君） すいません、森議員、1問ということで、それは2番目に出されとった分じゃないですか。今回は1人1問。

○9番（森 崇君） いや、そんなことはないです。関係するんで言うんです。今、町長が交通に関することを言われとんで、質問は間違っていないと思います。こここのところに、道路をはじめ港湾、橋梁など、私たちの生活に直接重要な社会資本でございますと書いてますんで、非常に期待してその方向を向いとると思いますんで、そのところをやってもらいたいというふうに思います。

次に、同じことなんですけど、商工会がプレミアム商品券……。

○議長（谷 康男君） 森議員、これ、今回1問で、森議員、1問ということで……。

○9番（森 崇君） 1問の中のこれ、今聞きよんで。

○議長（谷 康男君） いや、それはおかしいです。それは違いますね。

○9番（森 崇君） 関連してますね。

○議長（谷 康男君） いや、関連してません。関連してないし、主旨書の中にもそれは入っておりません。

○9番（森 崇君） 僕が質問しようる中にいっぱい思いが入とんで、20分で……。

○議長（谷 康男君） いやいや、それは違うと思います。

○9番（森 崇君） ほれでは、最後になります。

○議長（谷 康男君） いや、最後……。

○9番（森 崇君） いやいや、島の問題ね。四国新聞に出とんですけど、116の島があつて8割が無人島でということではありますが、小豆島は無人島じゃ決してございませんので、その辺のところは、この新聞なども見て、私たち自身もどれだけの島があつたりどんなに人が困ってるか知らないわけですから、その点を十分把握していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、小豆島町広報誌への折り込み等についての利用に関して質問をさせていただきたいと思います。

小豆島町広報誌は、毎月全戸に配布され、町民全ての皆様に有用な情報を提供し、多くの方々が、毎月興味深く目を通して、日々の生活に活用されておるかと思ひます。ところで、今月の広報誌には、内海フェリー休止を巡ってアンケートが添えられておりました。時宜を得た非常に興味深いアンケートであったかと思ひますし、また町民のいろいろな方々が興味を持ってそれぞれ行動をされておることに関しましては、非常にありがたいように思ひますが。このアンケートに実施主体が小豆島町青年団と記されているだけで、受け手にとりましては、その発行主体が非常に曖昧に感じられます。アンケートを町の広報誌を利用して全戸に配布する以上、一定の要件を満たしていなければならないのではないかと思ひます。また、それはアンケートに限らず同様ではないでしょうか。広報誌を利用する利用規約はどうなっているのか。あるのであれば、今回はどのような点で適正と判断されたのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、町広報の折り込みに関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、町広報は、町政等の情報を幅広く住民にお知らせするための大切な情報発信手段でございます。また、広報誌への折り込みにつきましても、イベント情報など、広報誌に掲載し切れない詳細な情報をお伝えするために活用されております。

ご質問の広報誌の利用規約でございますが、小豆島町広報しょうどしま掲載基準を定めており、その中で公共的団体が主催するものは掲載できることといたしております。小豆島町青年団が公共的団体に該当するかの判断でございますが、平成18年9月15日付、総務

省自治行政局市町村課長の通達では、青年団がこれに含まれるものとされております。また、小豆島町の合併協議の中で、内海町青年団と池田町青年団が小豆島町青年団へ再編されるに当たり、公共的団体とする取扱いを調整しておるところでございます。私といたしましては、地域の活性化に向けて活動をされている青年の皆さんが、草壁高松航路の休止を心配し、航路の今後の在り方を考えるために行ったアンケートは、若者の熱意を感じる所であり、敬意を表するものでございます。

なお、アンケート折り込みの詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、青年団のアンケートの折り込みの経緯等につきましてご答弁いたします。

10月19日に青年団の団長さんより、草壁高松航路の休止の発表を受けて、航路の今後の在り方を考えるためのアンケートを実施したい旨のご相談を受けました。また、アンケート実施に当たり、町の広報誌に折り込み、回収については公民館の協力を仰げないかのご依頼がございました。町としても、アンケートの内容が航路のこれからを考えたいという内容であり、青年団という公共的団体であることから、基準に照らし合わせて問題ないと判断したところでございます。

一方、町民の方を対象としたアンケートでございますので、記載内容につきましては、誤字脱字の訂正をはじめ、例えば回答者の年代、お住まいの地域、料金の設問の追加等々、3回にわたりアドバイスをさせていただきました。その中で、中松議員ご指摘のとおり、問合せ先等が記載されていない点につきましては、私どものほうへほかの住民の方からもご意見をいただいておりますので、アドバイスが十分でなかったと考えております。つきましては、本件を教訓といたしまして、今後の広報誌の作成、あるいは折り込み原稿の確認に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） せっかくの、恐らく小豆島町青年団の方々の資金から賄ってこういったアンケートは出されたんだろうと思いますので、それが有益な効果を上げられるように、本当に、なさってる方々は一生懸命なんだろうけども、1万何千人かの町民の皆さんが小豆島町青年団に関してそれなりの知識を持っておるわけではありませぬので、そういったところは十分に配慮していただいて、そして有用な結果を得られるようなことにすればよかったのかなというふうに思いますが、それに限らず、今後ともそういった折り

込み等についての活用につきましては、それなりに留意していただいて、その効果が十分発揮できるような形で今後ともお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で私の質問は終わります。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、第3波と言われていています。先日の小豆島でのクラスターによる多数の感染者が出たことは、コロナが人ごとではなく私たちの身近にあるということを強く感じさせ、島民に大きなショックと不安をもたらしました。さらに、昨日は三豊市の病院でクラスターが起きるなど、香川県でも感染者は連日のように増加し、接触者の感染も発生しています。医療体制の切迫も懸念されています。日本医師会の中川会長等から、Go To トラベルがきっかけになったことは間違いないとの指摘もあり、経済優先の全国一律のGo To トラベルは中止すべきだと考えております。また、感染拡大を防止し、影響を最小限にするために、大規模、地域集中的なPCR検査及び病院、介護施設等への社会的検査を早急にする必要があります。それらの財政措置は全額国庫負担が求められています。PCR検査の拡充や医療機関、医療従事者への支援強化、雇用や営業を守る仕組みの継続と拡大などが必要だと考えております。

そこでお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染の現状をどのように認識をされていますか。

小豆島中央病院の医療体制の実態はどういう状況になっていますか。

感染リスクが高く、集団感染が発生しやすい施設の医療従事者及び介護従事者などに定期的にPCR検査をするべきではないでしょうか。

最後に、各種給付金等の支援の継続と拡大についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の現状につきましては、本町におきましても、今月4日金曜日に議会事務局職員の感染が確認されて以降、町内で27名の感染者が確認されたところでございます。極めて警戒すべき状況が続いていると認識しているところでございます。また、小豆島中央病院においても、医療提供体制の維持に強い危機感を持って対応していた

だいているところでございます。これまでも申し上げていますように、町民の命と暮らしを守る、それが町としての最大の責務と考えています。そのため、12月25日までの約2週間、町民の皆様には不要不急の外出を控えること、家族以外との会食を控えること、この2つの感染防止対策の徹底を強くお願いしたところでございます。引き続き関係機関との連携を強化し、この困難を乗り越えたいと考えているところでございます。

これから年末年始を迎えます。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけではなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。そのためには、一人一人の心がけが何よりも重要でございます。密閉、密集、密接、3つの密を避けること、マスクの着用、手洗いをすることなど、住民一人一人が日常生活の中で新しい生活様式を心がけていただくことが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、ご自身のみならず大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながります。これらの基本的な感染対策を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。

なお、2点目以降の質問につきましては、それぞれ担当課長、参事から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、小豆島中央病院の医療提供体制、それとPCR検査の実施についてご説明をいたします。

初めに、小豆島中央病院の医療提供体制でございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の患者の増加に伴い、12月9日から12月20日までの間、外来につきましては救急患者、発熱患者以外の外来診療を休止、また定期的に通院されている方には電話による診察となりました。この間、病院スタッフのご尽力はもとより、香川県による医師、看護師のほか、2町からの保健師等の派遣、また無症状者や軽症者を高松市の宿泊療養施設に入所させることなどによりまして、小豆島中央病院の医療提供体制が維持されたというのが現状でございます。現在も、発熱、味覚障害等がある方を対象とした発熱外来の設置、入院患者への面会制限の実施など、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組が続けられております。今後、新たな感染拡大が起これば、新型コロナウイルス感染症に限らず、通常の医療により多くの影響が出かねない厳しい状況にございます。このため、町長の答弁にもありましたとおり、住民一人一人による基本的な感染対策の徹底が重要であるというふうに考えております。

次に、医療、介護従事者等への定期的なPCR検査の実施についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に迅速に処置ができるよう、発熱などの症状

がある方の相談、検査ができる診療・検査医療機関の指定が行われ、11月1日以降、小豆郡内においても、小豆島中央病院と民間の3つの診療所において、PCR検査を行えるようになりました。ただし、これは新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、迅速に処置できるようにすることが目的であります。9月議会で同様のご質問にお答えいたしましたが、限られた人員で島の医療を担う小豆郡におきましては、まずは医療体制を維持することが重要であり、現状におきましては、予防、スクリーニング的なPCR検査を大規模にできる体制にはないと考えております。このため、先ほども申し上げましたが、手洗い、せきエチケット、3密の回避など、新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底について、引き続き啓発に努めたいと考えておるところでございます。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 私からは、4点目の各種給付金等の支援継続、拡大についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染症の全国的な感染拡大を受けまして、国のほうでは、第3次補正予算案におきまして新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の増額など、感染防止対策、あるいは総合経済対策に取り組むこととしております。町といたしましても、このたびのクラスターの発生、感染拡大による住民生活への影響や地域経済への打撃等を総合的に勘案しながら、必要となる支援施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 予防、スクリーニング的な大規模な検査ができる状況にないということで、9月議会のときと同じ答弁でした。けれども、今回のクラスターでも明らかになったように、無症状の方からの職場や家庭での感染が広がっているという実態があると思います。そういう無症状な方も検査をして陽性が明らかになれば、そういう人たちを保護するということは、感染拡大防止に不可欠ではないかと思います。体制がないということをおっしゃいましたが、今、民間の検査施設も増えていると聞いておりますが、そういう検査規模の拡大は考えられないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議員から、スクリーニング的なPCRの実施をしてはどうかというようなご意見をいただきました。私としても、まちとしても、そういうことが実施できるのであれば、それはするのにこしたことはないんですが、そのような体制は、先ほど小豆島中央病院の現状について申し上げましたとおり、そういう予防的な体

制を組める状況にはございません。ただ、民間の診療所におきましても、名前を申し上げますと、例えば内海平井クリニック、土庄の平井クリニック、池田内科クリニックでは、発熱なり、コロナウイルス感染症のおそれがある方を対象にPCR検査を行える事業を開始しております。このように、民間の医療機関も、症状があつてコロナウイルスが心配される人に対しては必要な検査を行えるように体制を整えていておりますので、まずはコロナウイルスにかからないように住民が取り組むこと、それで何らかの症状があつたときは、そういう発熱検査外来を利用していただくこと、これに当分の間、取り組むしかないというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 民間っていうのは、今、例えば言われているのは、病院とか保健所じゃなくて、大学とか民間の大きな検査機関っていうことで、香川県でもそういうところがあるっていうふうに聞いてるんですけども、ぜひ研究していただいて、検査が広げられるようにしていただきたい。特に、先ほども言いましたけれども、医療従事者の方への検査ができるように。全国ではそういう形で取り組んでいるところもあると聞いております。一番有名なのが世田谷モデルと言われる世田谷区なんですけれども、そういうのをぜひ研究していただいて、実施できるように検討をお願いしたいと思います。

それと、関連するんですけども、コロナウイルスの感染拡大を受けて、小豆島町、土庄町でも成人式が中止となりました。これは本当に全国から帰ってくるということで、同窓会などもあり、不安が広がるということでやむを得ないかなとは思うんですけども、新成人の方、また親御さんたちが、何とか延期してでもできないかという声が多く上がっていることも聞いております。鳥取県の5町村では、来年1月の成人式に参加する新成人を対象に、全額補助でPCR検査を行うということを決めたそうです。例えば、鳥取県の南部町では、新成人138人のうち県外の参加者に検査機関を介して検査キットを送り、新成人が唾液を採取して送り返し、検査結果は町が電話やメールで通知すると。式の二、三日前に規制する新成人は、町役場で検体採取をし、陰性が成人式参加の条件だと、こういうことが実際に行われております。今回、もう1月には間に合わないんですけども、ぜひ中止で済ますのではなく、成人式を時期が過ぎてでも開いてほしいという声がありますので、それもぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 議員から、成人式について、延期してでもというお話でございます。こちらにつきましては、住民の方からもそういった意見が出されております。今現

在、代替イベント、成人式というのはなかなかできないと思います。この3月末までの開催は到底無理だと思っておりますので、来年の夏ぐらいにはできないかということで、今現在検討しておりますので、そのあたり検討ができ次第、皆さんにお知らせしたいというふうに思っております。開催する方向で、今現在検討しているということでご理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほどの前半で申し上げました。民間の、大学なりそういう施設、利用してのPCR検査の拡大についてもぜひ検討をしていただきたいと思っておりますので、その答弁をお願いしたいと思います。

それと、給付金の支援の問題で、今後検討するという事なんですけど、具体的なものってというのは、今ないのでしょか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 具体的な支援内容につきまして、今、具体的なものは持っておりませんが、例えば今回でも、外出は控えていただきたい、また家族以外の会食は控えていただきたいというお願いをしておりますので、飲食業についてはそういった大きな影響があると思っておりますので、そのあたりも対象にして、今後検討したいと思っております。今現在では具体的なところまでは至っておりませんが、早いうちにそういったところを対象にした支援策の検討を行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 民間の検査機関を使ったPCR検査というご質問についてお答えいたします。

先ほどご紹介しました3つの検査機関、平井クリニック、内海平井クリニック、池田内科クリニック、こちらのほうもPCR検査自体は四国中検という民間の検査機関を利用して行っております。ドクターについては、症状ある方にまず診察をして、その後、PCR検査の必要があると考えたときに、検体を採取して四国中検に送って検査するという事で、基本的には翌日に結果が判明するというふうに聞いております。これをさらに広めてくださいというようなご質問でございますが、今現在、検討が進められておりますコロナワクチン接種、これが早ければ来年の3月上旬にも始まるというふうに報道されております。この体制を組み合わせながらさらにPCR検査を行うというのは、現状、小豆郡ではもう無理です。なので、ここはご理解をいただきたいと思っております。なので、症状等、心配な方につきましては、引き続きコールセンターなり、先ほど申し上げました3つの診療所、あと

小豆島中央病院、こちらのほうにお問合せの上、必要に応じて診察を受けていただいて、その際はPCR検査等、必要があれば受けることができますので、そこはそういう使い方でご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 本当に町民の命と健康を守る、それと不安を解消するという  
ことで、小豆島町では無理だというのがあれば、県、国へ対しても大きく要望していただ  
いて、実現できるようにぜひ検討をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時45分とします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場
整備貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第13号専決処分の報告について、町長の報告を求
めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第13号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和元年第4回定例会においてご議決をいただいた小豆島町一般廃棄物最終処分場整備
貯留堰堤工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更になったことにより変
更契約を締結する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分い
たしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案集の3ページをお願いいたします。

報告第13号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

本件報告につきましては、令和元年第4回定例会及び令和2年第2回定例会で、それぞ
れ当初契約、変更契約の議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤工
事に関しまして、再度の変更契約に係る契約金額の増減が既存契約の10分の1未満であり
ますことから、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分により変更契約を
締結し、これを報告するものでございます。

4ページに掲載しております専決処分書をご覧いただきたいと思います。

専決処分の内容につきましては、項目3の契約金額を変更するもので、既存契約7,337万円から172万7千円を減じまして7,164万3千円とするものでございます。令和2年11月20日に専決処分しております。

項目5の変更内容につきましては、現地精査により数値に変更が生じたことによるものとしております。

数値の変更の理由につきましては、本件工事では他の工事と関連する箇所が多く存在し、現地での調整を適宜行ってまいりましたが、今後発注する別工事と本件工事との接合部分におきまして、本件工事で施工した場合、後の工事の手戻りが生じる可能性を認めまして、同接合部分の施工を、今後発注する別工事に振替する数量を減じたものでございます。以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第14号 専決処分の報告について（地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第14号専決処分の報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第14号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、同法において地方税法の一部が改正されたことに伴い、小豆島町介護保険条例ほか5条例の改正について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の5ページをお願いいたします。

報告第14号は地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

1ページおめくりください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同法の中で地方税法の一部が改正されたことに伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が変更されましたので、附則において延滞金の割合の特例に関する規定を有する各条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条は、小豆島町介護保険条例の一部改正でございます。附則第7項におきまして、延滞金の割合の特例の規定で、該当部分の法の改正に沿って字句の改正を行うものでございます。次、7ページ、第2条でございます。こちらは小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部改正でございます。次、ページ下段から8ページ第3条は、小豆島町営住宅条例の一部改正。ページ中段の第4条は、小豆島町営改良住宅管理条例の一部改正。それから、次のページ、9ページ、第5条は、小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。次、ページ下段から10ページの第6条、小豆島町定住促進住宅条例の一部改正、それぞれ附則の延滞金の割合の特例を規定する該当部分を最初の第1条と同様に改正するものでございます。

附則として、施行期日は、法の改正に併せ令和3年1月1日とし、経過措置として施行日前の延滞金については従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 議案第60号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第6、議案第60号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松本町長。

○町長（松本 篤君） 議案第60号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により生じる事態に対処するため、病院または宿泊施設などにおいて、緊急的な業務に従事した際、特例として特別勤務手当を支給するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第60号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の12ページをお願いいたします。

本年、3月に公布施行された特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正に準じまして、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫作業手当の特例を設けるものでございます。改正後の附則に第3項を追加し、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給します。第4項では、手当の額を、作業に従事した日、1日につき4千円の範囲内において規則で定めることとしております。

次のページ、附則として、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この特殊勤務手当ってというのは、全国の市町村全てで実施される内容なんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 基本的には、該当する施設、例えば本町であれば介護保険施設がございますので、そういった場合には、まず発生する可能性を考えておかなければならないと思います。例えば土庄町では、今年、たしか6月議会で既に決定しております。それから、広域行政事務組合におきましては、明日の12月議会で提案するというふうにお聞きしておりますし、他の自治体でも多くの提案があったというふうに聞いております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第61号 小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第61号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第61号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町営住宅への円滑な入居者募集を行うとともに、公営住宅法に規定されております利息の適用利率の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の14ページをお開きください。

2点の改正でございます。

1点目は、町営住宅入居者の公募の方法でございます。

第3条1項1号から3号におきまして、町広報、庁舎等での掲示、町内放送となっておりますが、若者をはじめ多くの方がインターネットを利用しているため、情報化社会に適切に対応できるよう、またより広く周知できるよう、町ホームページにも記載することとし、第4号に「町のホームページ」を追加するものでございます。なお、小豆島町定住促進住宅条例には既に設けておりますので、同様の条文を追加するものでございます。

続きまして、2点目は民法の一部改正に伴う条文の改正でございます。

民法第442条におきまして、利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における、年5分の割合となっておりますが、改正後は年5分の割合から法定利率という表現に改正されております。これは、銀行預金等、昨今の金利低下によって見直しが必要となったことに伴い、固定であった年5分の割合から、社会情勢にもより変化すべきという観点から、3年ごとに見直すこととし、法定利率という表現としたところでございます。したがって、上位法でもあります公営住宅法も「法定利率」と一部改正しておりますので、町条例も同様に「年5分の割合」から「民法（明治29年法律第89号）第442条に規定する法定利率」に一部改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用といたします。以上、小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。ご審議のほど、

よろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第8、議案第62号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第62号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人所得課税が見直され、基礎控除額などが改正されましたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第62号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の17ページをお願いします。

今回の改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除へ10万円の振替が

行われることとされております。これにより、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

17ページの第23条の第1号は7割軽減に係る規定でございます。国民健康保険税の減額の基準について、軽減世帯の所得算定において、基礎額33万円に10万円を加算し、43万円以下とするものでございます。また、世帯に給与所得等がある被保険者が複数名ある場合は、1名につき10万円を加算するものでございます。

18ページをお願いします。

第2号は5割軽減、その次の第3号は2割軽減に係る規定でございます。7割軽減と同様に、世帯所得の算定において、基礎額を10万円引き上げ、43万円にするものでございます。なお、第2号の1人当たり加算額の28万5千円と第3号の52万円につきましては、表記の統一を図ったものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和3年1月1日とし、この条例による改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第63号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定  
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（谷 康男君） 日程第9、議案第63号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第63号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定されております個人番号の利用可能な事務につきまして、情報提供機関を追加し、利用者の手続に係る負担軽減を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第63号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集20ページでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきまして、個人番号の利用可能な事務として、子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育・保育給付などが規定されていますが、個人番号を使って他の市町村長に住民税などの照会ができるのは市町村長と定められており、教育委員会で事務を行っております本町におきましては、個人番号を利用した照会は行っておりません。したがって、町外から転入された世帯が保育所等の入所申請を教育委員会に提出された場合、転入された保護者の方に、保育料を算定するために必要な所得課税証明書を前の住所地から取り寄せていただき、教育委員会へ提出するようお願いしており、保護者の皆様にお手間をおかけしている状況でございます。教育委員会が個人番号を使って他市町村長から特定個人情報を得るためには条例に定める必要がありますことから、今回、条例を一部改正することにより、個人番号を利用した特定個人情報を活用した事務を行い、転入される保護者の負担軽減を

図るとともに、法の別表第2の第2欄に規定された範囲内におきまして、教育委員会で保有する方法について、個人番号を使用し町長へ提供できるようにするものでございます。

新旧対照表で説明いたします。

改正後の別表第3の情報照会機関欄に「1町長」、事務欄に「法別表第2の第2欄に掲げる事務」、情報提供機関欄に「教育委員会」、特定情報個人欄に「当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報」を追加、次に情報照会機関欄に「2教育委員会」、事務及び特定個人情報欄は1と同じとし、情報提供機関欄に「町長」を追加、次に従前の規定に「3」を追記するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この条例ができることによって個人の負担が減るって言われたんですけど、これまでにそういう事例っていうのは毎年どれぐらいあったのかっていうことをお尋ねします。

それと、ほかの市町ではもうそれが導入されているのかどうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、元年度の状況で申しますと、転入者が55名の方いらっしゃいましたので、その方々をお願いを申し上げておる状況でございます。

それから、県下の状況でございますけれども、本町と同様に、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用される際に認定事務、認定申請をしていただくことになるんですけども、それを教育委員会で行っておる市町において同じような規定がございます。丸亀市、善通寺市で同じような規定がございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第64号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について

日程第11 議案第65号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について

日程第12 議案第66号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について

日程第13 議案第67号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第68号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第64号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてから日程第14、議案第68号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてまでの5議案は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第64号から議案第68号公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年3月31日をもって指定期間が満了となる公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

上程議案集の22ページをお願いいたします。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、小豆島産業会館の指定管理の期間が来年の3月末日までとなっております。4月以降の指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

小豆島産業会館につきましては、一般財団法人小豆島産業科学研究所の所有地に、食品

製造業の雇用管理の近代化を図るため、勤労者に対する共同福祉施設として当時の雇用促進事業団が整備をし、昭和58年8月に供用が開始された施設でございます。平成15年3月には旧内海町が譲渡を受けております。内海町が譲渡を受けた後も、従来どおり、産業科学研究所のほか、小豆島調理食品工業協同組合、小豆島醤油協同組合、NPO法人小豆島オリーブ協会などが事務所や会議の場として利用してきた施設でございます。平成18年の合併によりまして小豆島町に承継されました後も、小豆島の食品産業の発展に寄与する施設として、引き続き産業科学研究所を指定管理者に指定し、管理運営を行ってきたところでございます。指定管理者の指定につきましては、11月9日に開催されました指定管理者選定審議会で適当との答申をいただいております。よって、本施設につきましては、引き続き一般財団法人小豆島産業科学研究所を指定管理者として指定したいと考えております。

なお、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 選考委員会で指摘事項みたいなのはなかった。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 特にございませんでした。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号小豆島産業会館の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第65号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 議案第65号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の24ページをお願いいたします。

先ほど町長のほうからもご説明しましたとおり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

小豆島ふるさと村につきましては、平成28年度から5年間の指定期間が今年度末、令和3年3月31日で満了となりますことから、小豆島ふるさと村条例第3条第2項及び第3項の規定により、一般財団法人小豆島ふるさと村を指定管理者に指定し、小豆島ふるさと村の管理及び運営を行わせようとするものでございます。さきの小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会を11月9日に開催いたしまして、公の施設の指定管理者の指定について、妥当であるとの意見をいただいたところでございます。

なお、これまでの施設と同様に、一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募とし、現在の一般財団法人に引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、1、公の施設の名称として、小豆島ふるさと村、2、指定管理者として、名称、一般財団法人小豆島ふるさと村、住所、小豆郡小豆島町室生2084番地1、3、指定の期間として、令和3年4月1日から令和8年3月31日とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第12、議案第66号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 議案第66号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。今回、平成28年度から5年の指定期間が今年度末で満了となりますことから、小豆島オリーブ公園条例第3条第2項及び第3項の規定により、新たに指定管理者に指定しようとするものでございます。さきの11月9日に開催されました小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者について承認をいただいたところでございます。

なお、これまでの施設と同様に、一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募とし、開園当初から施設の管理運営を行っている実績と経験により、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

また、香川県のオリーブ公園部分につきましても、香川県議会において、これまで同様に非公募で当財団を指定することで決定しております。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島オリーブ公園、指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆郡小豆島町西村甲1941番1、指定の期間としまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 今の答弁の中で県のほうの議会のあれというふうなことでしたら、その県の部分というたら、オリーブ公園のどの部分になっとるんですか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 芝生広場とか、風車があるところとか、またあと駐車場の部分が県の部分となっております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第13、議案第67号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 議案第67号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集28ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。サン・オリーブにつきましては、小豆島オリーブ公園と同様に平成28年度から5年の指定期間が今年度末で満了となりますことから、小豆島町健康生きがい中核施設条例第3条第2項及び第3項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。さきの指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者について承認をいただいたところでございます。

なお、小豆島オリーブ公園と同様に、施設全体を一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募として、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島町健康生きがい中核施設（サン・オリーブ）、指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆郡小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間としまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第14、議案第68号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 議案第68号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集30ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。小豆島オートビレッジYOSHIDAにつきましては、小豆島オリーブ公園と同様に平成28年度から5年の指定期間が今年度末で満了となりますことから、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例第3条第2項及び第3項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。さきの指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者について承認をいただいたところでございます。

なお、こちらにつきましても同様に、施設全体を一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募として、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島オートビレッジYOSHIDA、指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆郡小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間としまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第69号 新町建設計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第69号新町建設計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第69号新町建設計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

国の市町村合併に係る財政支援措置である合併特例債について、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、発行できる期間が5年延長されたことから、新町建設計画の計画期間及び財政計画等の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第69号新町建設計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の32ページをお開き願います。

本件につきましては、東日本大震災をはじめ全国的に大規模災害が多発している現状を踏まえ、合併特例債の発行可能期間が5年延長されたことから、新町建設計画の一部を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の変更後、上から4行目でございますが、3) 計画期間でございます。記載のとおり、「令和7年度」までの「20年間」とし、5年延期をするものでございます。次に、下から3行目の地域拠点でございますが、庁舎の再編により、本庁舎、支所への字句の修正を行っております。ページをめくっていただき、上から3行目でございますけれども、8、財政計画につきましては、計画期間の延長に合わせて「令和7年度」までの「20年間」とし、歳入の一部の推計方法につきましては、中期財政計画と推計方法を合わせるため、過去の実績を踏まえて推計いたしております。最後に、本文中47ページの歳入推計及び次ページの歳出推計につきましては、令和3年度から令和7年度までの値につきましては中期財政計画をベースに作成しておりますが、現在、中期財政計画の改定作業を進めておまして、このうち新型コロナウイルス感染症の影響等により相当の乖離が発生

することが見込まれます。このため、香川県との協議により、本計画変更につきましては現在の値を採用し、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後の国の予算編成等を参酌しながら、改定作業中の中期財政計画に反映するよう、香川県自治振興課のほうから技術的な助言がございましたので、中期財政計画の改定作業を終えた後に、改めて議会へご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、新町建設計画の変更についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号新町建設計画の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第70号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第70号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第70号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第70号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の35ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位、または字単位で19辺地に区分いたしております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、二生辺地において新たに計画を策定するとともに、苗羽辺地において計画変更をするものでございます。

追加変更する事業につきましては、二生、苗羽辺地ともに橋梁長寿命化事業でございまして、事業につきましては、苗羽辺地に一括して計上していることから、議案集の41ページにて説明をさせていただきます。

ページの下から5行目になります。40ページでございますが、②の橋梁長寿命化事業を増額させていただくものでございます。41ページをご覧くださいまして、3、公共的施設の整備計画でございますが、表の真ん中の事業、橋梁長寿命化事業が今回の該当する事業でございまして、記載のとおり、全体事業費を9,900万5千円に変更し、表の右端になります、辺地対策事業債の予定額を3,360万円にするものでございます。

今回の追加の内訳を申し上げますと、二生辺地におきましては、室生地区にございます池ノ内西橋、こちらの事業費が428万3千円、苗羽辺地では中筋川4号橋、こちらの事業費が380万円となっております、それぞれ長寿命化に向けた補修事業を令和2年度から3年度にかけて実施するものでございます。なお、橋梁長寿命化事業につきましては、このほか8橋において現在事業を実施しておりますけれども、設計、あるいは入札、工事、施工等の事業進捗によりまして、このほか現時点では547万1千円の増額が見込まれておりますが、詳細につきましては割愛をさせていただきます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は1時50分とします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17 議案第71号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第18 議案第72号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第73号 令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第74号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、議案第71号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）から日程第20、議案第74号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第71号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は、3億3,711万4千円でございます。内容につきましては、総務費2億6,292万2千円、民生費431万6千円、衛生費470万8千円、労働費66万8千円、農林水産業費1,801万6千円、商工費2,527万9千円、土木費1,356万4千円、消防費300万9千円、教育費463万2千円となっております。

詳細につきましては、担当参事から説明をいたします。

また、議案第72号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第74号介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)につきましても、担当課長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) 大江参事。

○参事(大江正彦君) 議案第71号令和2年度小豆島町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

上程議案集の42ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,711万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億7,330万8千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

46ページの第2表地方債補正をお願いいたします。

今回の地方債補正につきましては、県立特別支援学校の整備スケジュールを見据えて、町道宮の浦線拡幅工事の進捗を図るため、町道改良事業の借入限度額に辺地対策事業債400万円を追加し、5,720万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款使用料及び手数料、2項2目1節環境衛生手数料30万5千円でございますが、こちらは狂犬病予防注射の件数増加による注射手数料及び注射済票交付手数料の増でございます。

次に、15款国庫支出金、1項2目1節就学前教育費負担金1万7千円ですが、こちらは私立認定こども園施設型給付費の前年度精算によりまして、子どものための教育・保育給付費負担金の追加交付を受けるものでございます。

同じく2項1目1節総務費補助金7,149万9千円でございます。まず、説明欄1の戸籍システム整備費補助金10万2千円につきましては、マイナンバーカードに関する電算システム改修費が、改修仕様書の確定によりまして増額となったことに伴い、10分の10の国庫補助金の増額となったものでございます。説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,139万7千円につきましては、今回の歳出補正に計上いたしました新型コロナウイルス感染症防止対策の各種事業の財源として受け入れるものでございます。

同じく3目1節保健衛生費補助金794万5千円でございます。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に対する10分の10の補助金でございます。

次に、16款県支出金、1項2目1節就学前教育費負担金1万1千円でございます。こちらは、国庫負担金同様、私立認定こども園施設型給付費の前年度精算によりまして、子どものための教育・保育給付費県費負担金の追加交付を受けるものでございます。

同じく2項4目1節農業費補助金154万6千円でございます。こちらは、認定農業者からの追加の事業要望がございましたので、かがわ6次産業化等促進整備事業費補助金を増額計上するものでございます。同じく2節林業費補助金530万4千円につきましては、ナラ枯れ被害の拡大によりまして、防除事業に対する補助金を増額計上するものでございます。

同じく5目2節道路橋梁費補助金12万1千円でございます。こちらは、町道改良事業の追採択による増額計上でございます。補助率は35%でございます。

次に、18款寄付金、1項3目1節商工費寄付金1千円の減でございます。こちらは、小豆島まつりの中止に伴い、当初予算に名目計上しておりました寄付金を減額するものでございます。

同じく4目1節小学校費寄付金4万1千円につきましては、町内の企業及び個人から7件4万1千円の寄付の申出がございましたので、これを受け入れるものでございます。

同じく5目1節ふるさと納税寄付金2億2千万円につきましては、コロナ禍による外出機会の減少や新たなふるさと納税サイトの導入によりまして、本年の寄付額が大きく伸びておりまして、既に当初予算計上額を上回っている状況から、大幅増を計上させていただいたものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての19款繰入金、1項17目1節岬の分教場整備運営基金繰入金500万円でございます。こちらは、今回の歳出補正に計上しております二十四の瞳映画村の感染防止対策事業補助金の財源として、基金を活用するものでございます。

次に、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金778万6千円につきましては、今回の補正予算に必要な一般財源を前年度繰越金で対応したものでございます。

次に、21款諸収入、3項1目7節小豆島地域公共交通協議会貸付金元金収入959万1千円でございます。こちらは、小豆島地域公共交通協議会が事業主体となって、国の補助金を受けて実施するオリーブバスの10カード化事業について、国の補助金が交付されるまでの事業資金を土庄町と2町で貸し付けることとしており、国の補助金が交付された後、2町に返還されるものでございます。同じく8節小豆島ブランド推進委員会貸付金元金収入800万円でございます。こちらは、小豆島ブランド推進委員会が事業主体となって、国の

補助金を受けて実施する誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業につきまして、国の補助金が交付されるまでの事業資金を土庄町と2町で貸し付けることとしており、国の補助金が交付された後、2町に返還されるものでございます。

同じく5項1目3節雑入405万1千円の減でございます。まず、説明欄1は、使用済自動車の島外への輸送台数の増加に伴いまして、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから受け入れる補助金が増額となったもの、説明欄2は、香川県広域水道企業団に派遣しております職員の人件費の精算見込みによる減額、説明欄3は、旧内海病院における医療事故の和解に伴いまして、医療賠償責任保険金を受け入れるものでございます。

収入の最後になりますが、22款の町債補正につきましては、第2表地方債補正でご説明したとおり、町道改良事業の財源として財政的に有利な辺地対策事業債を活用するものでございます。国の補助金が交付された後、2町に返還されるものでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の補正につきましては、例年どおり、当初予算措置後の人事異動等、及び今年度の給与改定に伴う人件費の補正をお願いしております。つきましては、1節報酬から4節共済費まで、及び会計年度任用職員の費用弁償を計上しております8節旅費の人件費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。なお、正規職員の人件費は、育児休業や病気休職、年度途中の退職に加え、期末手当の0.05か月分引下げなどによりまして、合計で1,686万5千円の減、会計年度任用職員の人件費につきましては、当初予算に比べた採用者数の減や、経験者と新規採用者の入れ替わり等によりまして、合計で590万9千円の減となっております。

それでは、まず2款総務費、1項1目一般管理費、21節補償補填及び賠償金21万9千円でございます。こちらは、去る10月30日の第4回臨時会でご報告を申し上げたとおり、平成14年4月に旧内海病院で発生した医療事故について、和解が成立いたしまして、損害賠償の額が確定したことから、町が最終的に支払うべき損害賠償金を計上したものでございます。なお、財源は全て医師賠償責任保険により対応することとしております。

同じく7目企画費の7節報償費から24節積立金までの計2億2千万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少やふるさと納税サイトの追加導入等に伴い、ふるさと納税寄付金の件数及び寄付額が大幅に増加しておりますことから、本年11月までの実績や例年の傾向等から、当初予算比2億2千万円の増を見込んだものでございます。7節報償費には寄付額の30%に相当する返礼品、11節役務費には寄付額

の20%に相当するふるさと納税サイトの手数料等を計上し、残りの50%相当額を24節積立金に計上したものでございます。

同じく13目防災諸費、12節委託料722万7千円でございます。こちらは、平成25年度の災害対策基本法の改正により、実効性の高い避難支援が求められておりますことから、一部の地方自治体で導入が始まっております住基情報と連携した災害時避難行動要支援者管理システムの導入委託料を計上したものでございます。なお、このシステムの導入により、地図上でエリアを指定することで、当該エリアの要支援者等を容易に抽出することが可能になり、避難所の密集を避けるための分散避難など、効果的な避難指示や支援等に役立てることとしており、導入の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

同じく14目公共交通対策費の3,481万4千円でございます。これにつきましては、公共交通のキャッシュレス化により島民や観光客の利便性向上を図るとともに、非接触型決済により新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減するため、町営バス及び小豆島オーリーブバスに交通系ICカード全国共通利用サービス、いわゆる10カードを導入するものでございます。町営バスについては、小豆島町が事業主体となるため、12節委託料に町営バスへの導入業務委託料900万3千円を計上するとともに、小豆島オーリーブバスにつきましては小豆島地域公共交通協議会が事業主体となりますことから、18節負担金補助及び交付金に小豆島オーリーブバスへの導入及び故障しておりますI r u C aのチャージ機1台の更新に対する負担金1,622万円、20節貸付金には、国庫補助金が入るまでのつなぎ資金として、小豆島地域公共交通協議会への貸付金959万1千円を計上したものでございます。なお、小豆島オーリーブバスへの導入につきましては、国庫補助金を除いた地方負担分を土庄町と折半し、小豆島町単独事業となる町営バスへの導入部分も含めて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

次に、2項1目税務総務費、12節委託料451万円でございます。こちらは、国の税制改正によりまして、住民税関係で多岐にわたるシステム改修が必要となったことから、電算システム改修委託料を計上したものでございます。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料10万2千円につきましては、国外転出者がマイナンバーカードを継続利用できるようにするための電算システム改修について、当初予算段階では暫定版でございましたシステム改定仕様書が確定したことにより、電算システム改修委託料が増額となったもので、財源は全額国庫補助金でございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての3款民生費、1項1目社会福祉総務費、

27節繰出金90万6千円でございます。税制改正によりまして、国保の電算システム改修が必要となったため、国保会計に対して事務費繰り出しを行うものでございます。なお、今回のシステム改修費につきましては、来年度の特別調整交付金で措置される予定でございます。

同じく2目高齢者福祉費、27節繰出金80万2千円でございます。このうち44万円につきましては、小豆広域で行っております介護認定審査会事務につきまして、週2回、認定調査票及び主治医意見書を職員が小豆広域まで持参しておりますが、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大防止及び事務の省力化のため、高齢者福祉課内の端末で認定調査票等の取り込みができるよう、システム整備の経費を介護保険特会に繰り出すものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。残りの36万2千円につきましては、来年4月の介護保険制度の改正に対応するための電算システム改修費につきまして、介護保険特会に事務費繰り出しを行うものでございます。

同じく3目後期高齢者医療費、27節繰出金46万2千円につきましては、税制改正に伴う電算システム改修費について事務費繰り出しを行うものでございます。

同じく7目社会福祉施設費、17節備品購入費36万5千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、避難所となっております草壁会館の1階集会室及び事務室のエアコンを更新するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料3万5千円につきましては、前年度の養育医療給付費の実績精算による返還金でございます。

ページ下段から次のページにかけての、同じく2目児童措置費、22節償還金利子及び割引料5万4千円でございますが、こちらも前年度の児童手当負担金の実績精算による返還金でございます。

同じく4目児童館費、14節工事請負費197万6千円でございます。こちらは、池田児童館におけます新型コロナウイルス感染防止対策として、多人数利用時の密を避けるため、より空間が広い2階遊戯室に新たにエアコン2台を整備するものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、22目償還金利子及び割引料51万4千円につきましては、前年度の母子保健衛生費補助金の実績精算による返還金でございます。

同じく2目予防費の55万7千円でございます。まず、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、内海平井クリニックが実施する発熱患者の外来診療を行う簡易診察室の

設置に対する国庫補助金を町を経由して交付するものでございます。22節償還金利子及び割引料5万7千円につきましては、前年度の感染症予防事業費補助金の実績精算による返還金でございます。

同じく3目環境衛生費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金でございますが、まず12節委託料28万1千円につきましては、狂犬病予防注射件数及び注射済票交付件数の増加により、委託料が増額見込みとなったものでございます。18節負担金補助及び交付金7万5千円につきましては、犬猫の不妊・去勢手術費補助金の申請件数の増加により、当初に比べまして25件分の補助金の増額計上したものでございます。

次に、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費794万5千円でございます。こちらは、国が令和3年前半までに全国民に提供できる数量の新型コロナウイルスワクチン確保するとともに、地方自治体に対して、ワクチンの供給が可能となった場合の速やかな接種に向けて準備を進めるよう要請していることから、現時点で想定される事項について準備を進めるため、新たに目を設置し、必要経費を計上したものでございます。10節需用費75万7千円につきましては、救急用品、消毒剤、耐冷手袋などの消耗品費、11節役務費135万6千円につきましては、接種券の郵送料、12節委託料330万2千円につきましては、ワクチン接種記録の管理に必要となる電算システムの改修や接種券の作成、印刷などの委託料、17節備品購入費253万円につきましては、マイナス20度の冷凍保存が可能な薬用冷凍庫2台と、2度から8度の冷蔵保存が可能な薬用冷蔵庫2台の購入費をそれぞれ計上したものでございます。なお、財源は全額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

1ページめくっていただきまして、2項2目塵芥処理費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金でございます。まず、12節委託料21万2千円につきましては、じんかい収集作業員の入院や自宅療養等に伴いまして、収集業務の一部を外部委託するものでございます。18節負担金補助及び交付金20万円につきましては、小豆島から島外に搬出する使用済自動車の増加に伴い、海上輸送費補助金が増額見込みとなったものでございます。

ページ中段より下になりますが、5款労働費、1項2目勤労青少年ホーム費、17節備品購入費66万8千円でございます。こちらは、勤労青少年ホーム講習室のエアコンが故障により稼働しない状態となっておりますことから、コロナ禍の中で寒い時期を迎えるに当たって、早急にエアコンの取替えを行うものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

1ページめくっていただきまして、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節負担

金補助及び交付金154万6千円でございます。こちらは、町内の認定農業者から、かがわ6次産業化促進整備事業費補助金を活用した直売所建設事業の要望があったため、受け入れた県補助金を当該認定農業者に対して交付するものでございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費、12節委託料1,097万2千円でございます。こちらは、昨年度に県下初のナラ枯れ被害が町内で確認され、今年度も昨年度並みの被害を想定して、防除委託料を当初予算に計上させていただいておりましたが、今年度の県の調査によりまして、想定を大幅に超える被害の拡大が確認されたため、防除委託料の増額計上をお願いするものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、20節貸付金800万円でございます。こちらは、小豆島ブランド推進委員会が観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の採択を受けて実施する、体験・宿泊仕様の車両を使った来島＋域内消費促進モデルの実証事業に対して、土庄町と2町で補助金が交付されるまでのつなぎ資金を貸し付けるものでございます。なお、補助金が交付され次第、2町に返還をいただくものでございます。

同じく3目観光費、18節負担金補助及び交付金100万円の減でございます。備考欄1につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度の小豆島まつりを中止としたことに伴う補助金の減、備考欄2につきましては、コロナ禍で影響を受けた住民生活や企業活動を元気づけ、来るべき新年の飛躍を願って、小豆島町商工会青年部が事業主体となって計画しておりました除夜のHANABI事業に対して補助金を計上したものでございます。残念ながら、年末年始を穏やかに過ごしていただき、感染拡大を防止する観点から、まちのほうから中止を要請させていただいたところでもございまして、除夜のHANABI事業自体は中止ということになりましたが、既に使った経費の補填及び今後まちを元気づけるため商工会青年部が実施する事業に充てていただくこととしており、そのまま計上させていただいております。

同じく4目観光施設費1,846万円でございます。まず、10節需用費の657万円につきましては、小豆島オリーブ公園内の宿泊施設、オリベックスうちのみが建設から27年が経過し、内部の経年劣化やシロアリ被害が見られるため、アフターコロナを見据えまして、より快適な宿泊施設として、全5室の内装等の修繕を行うものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。次に、14節工事請負費689万9千円でございます。こちらは、小豆島オリーブ公園のギリシャ風車付近が、映画「魔女の宅急便」にちなんだ撮影スポットとなっており、ほうきにまたが

ったジャンプが繰り返されることにより、芝生の傷み、またそれに伴う土砂の流出により滑りやすく危険な状態となっており、見た目上に非常に悪いということから、安全性の確保と屋外アクティビティの推進による新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、周辺整備を行うものでございます。なお、財源は、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。次に、18節負担金補助及び交付金500万円でございます。こちらは、二十四の瞳映画村の受付窓口が繁忙期に列ができるなど、非常に混雑しておりまして、新型コロナウイルス感染防止対策を早急に講じる必要があることから、既に導入済みのサーマルカメラに加えまして、今回、受付窓口の向きの変更や増設、POSレジや自動釣銭機による非接触型の発券精算方式の導入など、受付窓口感染症対策事業を実施することとしたため、岬の分教場整備運営基金繰入金を活用して補助金を交付するものでございます。

1 ページめくっていただきまして、ページ中段の8款土木費、2項3目道路新設改良費、14節工事請負費34万5千円でございます。当初に採択を受けておりました単独県費補助が町の当初予算額を下回っておりましたが、県の特別支援学校の建築工事が始まる来年秋に向けて町道宮の浦線拡幅工事の進捗が急がれるため、単独県費補助の追加要望を行い、今回採択を受けましたので、工事請負費を増額し、町道宮の浦線の拡幅工事を今年度で完了させるものでございます。なお、単独県費補助及び辺地対策事業債の充当事業の組替えにより、財源更正を行ったところでございます。

同じく5項1目住宅管理費、10節需用費417万5千円につきましては、今年度、これまでの町営住宅修繕実績が予想を大きく上回っておりまして、今後、退去修繕2件や通常修繕も予想されることから、修繕料の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2目改良住宅管理費、10節需用費845万2千円でございます。老朽化が進んでおります改良住宅につきましては、外壁の爆裂修繕の増加などにより、今年度、これまでの修繕実績が既に当初予算を上回っており、今後も爆裂修繕や防水シートの張り替えなどが予想されておりますことから、修繕料の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金300万9千円でございます。こちらは、救急搬送業務における新型コロナウイルス感染防止対策のため、職員の防疫等作業手当、サージカルマスクや非接触式体温計、感染防止服等の医薬材料費、衣類乾燥機やオゾン水生成機、ポータブルアイソレーター等の感染防止用備品購入費などが必要のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、土庄町と2町で常備消防費負担金を増額計上するものでございます。

1 ページめくっていただきまして、10款教育費、1 項 2 目事務局費、21節補償補填及び賠償金107万 8 千円でございます。こちらは、小・中学校の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして日程や行き先の変更を余儀なくされましたことから、学校や保護者の負担増を避けるため、キャンセル料や3密を避けるための移動バスの大きさや台数の変更費用のうちGo To キャンペーンで賄い切れない費用、及び安田小学校が毎年秋に屋島で実施しております宿泊研修を小豆島ふるさと村に変更したことに伴う差額分について、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用して、まちが補填を行うものでございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、12節委託料の200万 2 千円につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、3密を避け、多数の部屋を活用して換気を行いながら授業を行うことにより、効率的な空調管理を行う必要がございますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、設置後3年以上が経過したエアコン91台の内部清掃を委託するものでございます。

同じく2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金の4万 1 千円につきましては、町内の企業及び個人から7件4万 1 千円の寄付の申出がございましたので、寄付者のご意向に沿って、苗羽小学校音楽部を育てる会に補助金を交付するものでございます。

次に、4 項就学前教育費、1 目子育て教育費の125万 4 千円でございます。まず、12節委託料の39万 6 千円につきましては、小学校同様、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用して、設置後3年以上が経過したエアコン32台の内部清掃を委託するものでございます。次に、22節償還金利子及び割引料85万 8 千円でございます。まず、説明欄 1 は、前年度実績に基づく精算により子育てのための施設等利用給付費負担金に返還が生じたものでございます。説明欄 2 は、平成26年度、27年度に交付を受けまして、令和元年度まで小豆島町すくすく子育て応援アクションプランに沿った子育て支援に活用してまいりましたかがわ健やか子ども基金の実績精算により返還金が生じたものでございます。

同じく2目幼稚園費、10節需用費の56万 1 千円でございます。こちらは、苗羽幼稚園の消防用設備点検において、自動火災報知設備及び消火器等に不良箇所が見つかったため、修繕を行うものでございます。

1 ページめくっていただきまして、同じく3目小豆島こどもセンター費、12節委託料の80万円及び14節工事請負費の1,400万円でございます。こちらは、令和元年度から令和5年度までの5年計画で実施してまいりました小豆島こどもセンターの空調設備更新事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、前倒し実施する

こととしたものでございます。

同じく4目保育所費、22節償還金利息及び割引料236万2千円でございます。まず、説明欄1は、せいけんじこども園に支弁しております施設型給付費について、前年度の実績精算により返還金が生じたもの、説明欄2は、延長保育事業、うちのみ放課後児童クラブ、病児保育事業などの各事業におきまして、前年度の実績精算により返還金が生じたもの、説明欄3は、公立保育所における保育の質の向上のための研修について、前年度の実績精算により返還金が生じたものでございます。

次に、5項2目公民館費、17節備品購入費の24万4千円でございます。こちらは、避難所となっております草壁公民館の会議室のエアコンが不調で、交換部品もないといったことから、避難所の新型コロナウイルス感染防止対策の一環としてエアコンの更新を行うものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金でございます。以上、歳入歳出予算の補正額合計は3億3,711万4千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 18ページのところのオリーブ公園の芝生広場の工事ですが、ここは県の管理の部分じゃないんですか。そこを町費というか、町のほうでやるというふうな部分は、予算どうなんかなというふうなあれがありますが、その辺、1つお願いします。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 今回の場所、県の敷地でございます。公園の都合により、今回、傷んでおりますので、こちらでやるということでございます。財源のほうはコロナ関係の100%補助を充てることとしております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 施設の部分で、土地が県のもんであって、施設の関係は町がやるというふうな形なんですかね。その辺の県との協議なりはどのようなふうになっとんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） まず、風車のあたりの説明をさせていただくんですが、先ほどご説明申し上げましたように、土地の部分は県部分でございます。オリーブ風車につきましては、町が潤いのあるまちづくりの補助金を活用いたしまして、モニュメントをして整備をいたしました。それと関連づけて、一帯を今回、遊歩道的な枕木を敷設した整備を計

画しております。県のほうとは、風車の設置のときもそうなんですが、県部分に町としてこういった施設を建てたいということでご了解をいただいておりますし、今回も県の担当のほうと協議を重ねまして、こういった遊歩道の敷設、それから土の流出防止を兼ねた枕木の設置というようなことを計画して、ご了解をいただいているところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 何点かありますので。まず最初に、町道宮の浦線はどのあたりか、地理的に分かりませんのでお願いします。

それから、次、ふるさと納税で、今年かなり多く集まったということで、実質1億1千万円をふるさとづくり基金に積み立てるわけですが、その内容、資金使途のどういうふうなところが多いのか。4項目か5項目ありますね。そのあたりをお願いしたい。

もう一点、19ページの認定農業者が直売所の建設とありますが、どういうふうなことをやるのか、内容をもう少し詳しくお願いできたらと思います。

もう一点、これ、23ページ、小学校、中学校の空調設備に関して、3年以上経過しているエアコン、空調を、小学校が91台分、200万円ぐらいですね。中学校が32台分で39万6千円、これ、台数で計算したらかなり金額が違ってくるんですけど、これは中学校はまだ新しいからという考えか、業者によって金額が違うのか、修繕、清掃の内容が違うのか、そのあたりを詳しくお願いしたいと思います。

もう一点、最後になりますが、国のコロナによる臨時給付金で、それぞれエアコンとか、そういったところで整備してありますが、これは7,100万円ぐらいですか、このコロナの臨時給付金が下りる。その予算を無理やりというか、下りてくるからそれに対して、緊急性がないがコロナの臨時給付金でしようとしているのか、どうしても必要だからこの予算を立てて使うのか、そのあたりがどういうふうな考えで数多くの、全てもうコロナの臨時給付金でやっていますんで、緊急性があるのかどうか。もう予算がようけ来たから、その分振り分けたというふうな考えもある思うんですけど、お願いします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 町道の宮の浦線なんですが、特別支援学校が池田小学校の西側に建設予定でございます。その特別支援学校の南側に町道がございます。そこが3メートルの道しかないので、建設用の機械とか入ってくる道が広く拡幅しなければいけないということで、町のほうで町道の拡幅工事、これを行う予定になってます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、私のほうから、2点目のふるさと納税のどういった目的の寄付があるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

大川議員ご質問のとおり5項目ございますが、12月15日時点で分析をしております。圧倒的に多いのが、子供たちへの教育、あるいは文化活動に対するまちづくり、こちらが50%がございます。それから、次に多いのが健康福祉に使っていただきたいということで、こちらが26%ぐらいになっております。3番目が観光、あるいは産業振興、こちらに使っていただきたいということで、16%程度になっております。そちら、主要上位3項目で90%程度になってございます。参考までに、12月15日時点の寄付トータルが3億4千万円程度ということになってございます。

それから、地方創生臨時交付金を活用して各種の事業をやっておるけども、不要不急がら無駄な事業がないのかというご指摘でございますが、こちら、今回計上させていただいた分、それからこれまでにご議決をいただいた分、全てコロナで痛んだ事業者、あるいは家庭に対する支援、それから感染防止対策の徹底を図るための空調でありますとか、あるいはアフターコロナを見据えたバスの非接触型の10カードでありますとか、オリーブ公園の魅力を高めるための施設改修でありますとか、そういった必要なものに対して活用をさせていただいておりますので、ご理解をお願いできればと存じます。

以上でございます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） かがわ6次産業化促進事業について説明させていただきます。

この事業主体の方は、西村地区のオリーブを生産している認定農業者の方でございます。有機栽培で熱心に取り組まれている方でございます。この方、現在は自ら栽培したオリーブ製品、通信販売で販売されておりますが、今回、自宅横で直売所、販売したいということで、木造平家建28平方メートルを予定しております。販売予定商品につきましては、オリーブオイル、新漬け、オリーブ茶、スキンケアオイル、またオリーブ盆栽などを販売予定しているようです。

以上です。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 23ページの空調の清掃でございますけども、まずお断りしておかないといけないのは、91台分は4つの小学校、それから32台は、中学校ではなく幼稚園、保育所ということでご理解いただきたいと思います。単価が違うのではないかと

ということなんですけれども、エアコンの大きさ、設置方法によって単価が変わってきておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） オリーブバスなりにICカードというふうなことです、どういふふうなカードが使えるようになるのか。全国共通というふうな部分で、いろいろカードありますよね。その部分でどれがいけるんかいけんのんかというんがあれば、その辺をお伺ひしたい。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 10カードの内容ですけれども、Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOIKA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimokka、SUGOCAの10カードになっております。利用頻度が高いのはSuicaとICOCAかなと思ひます。

○議長（谷 康男君） ほかにありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今の分、ICカード、オリーブIrUCAはどうなるんです。2枚持つということになるんですかね。それを1つ。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 両方使えるということですので、2枚持つてゐる方はどちらかを使つていただくということになるかと思ひます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） コロナのワクチンの接種体制確保事業ということで、これ、今回の事業で機具とかシステムとかすれば、もうワクチンが来ればすぐにできるんでしょうか、どういふ体制になるのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 今回整備するものにつきましては、今、令和3年、早ければ3月から全国的に始まるという形で、その始まる時期が分かつたら、速やかに接種ができるよふにということ、現在は、まず接種するためのワクチンを保管する冷蔵庫、冷凍庫、これについて市町村で整備しなさい。マイナス70度については国が準備するということ、それ以外の冷凍庫と冷蔵庫、あと接種記録を管理するためのシステムを整備しなさいということ、併せて接種券なり接種済票を作るためのシステムを、速やかにできるようにシステム改修をしなさいというところと、接種会場で必要な備品について整えときなさいというところが今年度の事業になります。これらを土庄町と小豆島町でそ

れぞれ2か所ずつ考えて、それぞれ配備するという形で、ほぼ同額を土庄町と小豆島町で計上しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） これ、高齢者とか医療関係者とかから順番にっていうことだと思うんですけども、実際どうなるかというのは分からないんですが、ちょっと話がずれるんですけど、インフルエンザを65歳以上無料でってしたでしょ。そしたら、十分ワクチンはあるんだと言われたんですけども、今、足りないのか、何なのか、もう受けられない実態があるんですけども、ちょっとずれるかもしれないんですけど、その実態についてどういう対応をしているのかということをお尋ねしたいのと、コロナのワクチンについても、これまあやってみないと分からないんですけど、不安があると思うんですけども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 現在、国のほうが確保しているワクチンが3種類ありまして、ファイザー社製と、2つ目が武田モデルナ社製とアストラゼネカ社製という形で、国のほうに申請がもう既にされているのがファイザー社製、こちらのほうが、国のほうは1億2千回分、人数にして約6千万人分の確保の契約をしているということ、武田モデルナのほうが5千万回分で2,500万人分、アストラゼネカが1億2千回分ということで6千万回分で、全部足すと3億回分程度のが確保なり契約が整っているという形なので、全員が希望すれば、希望するワクチンは確保することができますが、2回接種ということで、これからの課題は医療スタッフの確保を、小豆郡だけでは難しいので、県と相談しながらやっていくというのが第一かなというふうに考えております。

インフルのワクチンは、もともとが通常の年は6千万人分ぐらいの製造をしてたんですけども、今年度はそれよりは多く供給するという形でやってたんですけども、あまりにも希望者が多くて、希望する人全員に打てる状況にないという形になってます。医療機関へのワクチンの配給については、前年度の実績を基に配給しておりまして、だから急に配分を多く希望しても届かないというような体制になってます。また、医療機関についても、基本的には自分とこのかかりつけの患者さんを優先して接種していきたいというような考えを持っているので、それについて、通常かかってない人が急に行っても接種できないというような形になってます。

あともう一つ、忘れてました。コロナワクチンの優先接種の国の考え方なんですけれども、まず第一は医療従事者等ということで、医療機関の職員、あと消防の職員、あるいは

保健所の職員、こちらの方を第一にいく。その次が高齢者と、あと基礎的な疾患のある方、ここの方を2番目にいく。その後、高齢者施設の従事者、その後、一般という形で想定しているようなんですけれども、こちらについては、明日、香川県の説明会があるんですけれども、小豆郡においては、例えば高齢者施設の入所者と高齢者施設の従事者を一緒にするほうが効率的に接種ができるので、そこら辺の変更ができるのかできないのかということを確認しながら、速やかに、もし3月程度に接種が始まるとしたら、対応できるように準備を進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第18、議案第72号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第72号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の47ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,078万4千円とするものでございます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例で申し上げましたが、令和3年度から住民税基礎控除等の見直し、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることに対応したシステム改修を行うものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の35ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、システム改修に要する費用 90 万 6 千円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の説明でございます。

37 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12 節委託料の 90 万 6 千円でございます。これは、国民健康保険システムについて、住民税の見直しに係るシステム改修を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 72 号令和 2 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 72 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号令和 2 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案どおり可決されました。

次、日程第 19、議案第 73 号令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第 73 号令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 49 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 万 7 千円を増額し、予算の総額をそれぞれ 3 億 1,307 万 6 千円とするものでございます。

今回の補正は、国民健康保険事業特別会計と同様に、令和 3 年度の税制改正に対応したものでございます。そのシステム改修に伴うもので、このシステム改修については国庫補助金が交付されることとなっております。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の45ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金は、システム改修に要する費用のうち国庫補助金を控除した46万2千円を繰り入れるものでございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、制度見直しに伴うシステム改修に対する補助金として11万5千円を受け入れるものでございます。

次に、歳出の説明でございます。

47ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料57万7千円でございます。これは、後期高齢者広域連合電算処理システムと連携する市町村システムについて、住民税基礎控除見直しに係るシステム改修を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第73号令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次、日程第20、議案第74号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第74号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の51ページをお願いします。

第1条は、規定の額に歳入歳出それぞれ116万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれ

ぞれ21億1,752万9千円とするものでございます。

今回の補正は、令和3年度の介護保険制度改正に対応するためのシステム改修等に伴う補正でございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の54、55ページをお願いします。

歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項6目1節介護保険事業費補助金36万1千円でございます。これは介護保険制度改正に対応するためのシステム改修に伴う国庫補助金で、補助率は2分の1となっております。

7款繰入金、1項5目1節事務費等繰入金80万2千円は、介護保険制度に対応するためのシステム改修等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。

56、57ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料116万3千円でございます。委託料の内訳でございますが、72万3千円が介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修に係る委託料、残りの44万円は認定審査システムに機能追加する委託料です。

まず、制度改正につきましては、令和3年4月からの要介護認定の有効期限の延長、介護報酬改正を図るために対応するため、システムの改修をするものでございます。次に、認定審査システムでございます。こちらは、小豆地区広域行政事務組合において行っております要介護認定審査事務に係るシステムでございます。現在、要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書等は職員が広域の事務所まで持参しております。その業務を電子化により対応しようとするものです。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 発議第4号 港湾地域活性化特別委員会の設置について

○議長（谷 康男君） 次、日程第21、発議第4号港湾地域活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 発議第4号港湾地域活性化特別委員会の設置について。上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和2年12月24日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同中松和彦、同森口久士。

提案理由。瀬戸内海に浮かぶ小豆島は、古くから交通の要衝として、また船を活用したしょうゆや佃煮産業等を中心に発展を遂げてきた。さらには「海の復権」と題して、2010年より3年に1度開催されている瀬戸内国際芸術祭の開催などによって観光客の増や移住者の増など関係人口の増加に転じており、草壁港も島の玄関口として大変重要な役割を担ってきた。しかし、このたびのコロナ禍などの影響により、内海地域住民の生活航路である草壁高松間フェリーが令和3年3月31日をもって休止する旨の届出があり、地場産業、観光客の受入れ体制や草壁港周辺地域への影響が懸念される。このため、本町議会において、各港湾地域の利活用について調査研究、検討を行うため、港湾地域活性化特別委員会を設置しようとするものである。以上。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 港湾地域活性化特別委員会の設置ですが、私が10月22日、議員発議として航路問題特別委員会の設置について提出したと思いますが、本当でしたらその航路問題のほうがこの議員発議第4号になるというふうに思いますが、それが抜けて、今回、この港湾地域活性化特別委員会が第4号になってますが、私が出した航路問題特別委員会の発議はどのような扱いになっているか、これは誰が答弁されるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 大川議員から航路問題特別委員会の分については、議会事務局で受付をし、議長のほうに提出いたしました。それから、その発議につきましては、大川議員に確認したところ、取り下げるということを確認しましたので、取り下げて

おります。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 時期がもう遅かったから取り下げたんですよ、これ。それは覚えとってくださいよ。私が10月22日に提出したのは、10月30日の臨時議会で議員発議したら取り扱ってもらえると思って提出したんです。そのあたり、しっかりと覚えとっていただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この提案理由の中に草壁高松間フェリーが休止する旨の届出があり、地場産業、観光客の受入れなどなどの影響が懸念されるとあるんですけども、そのため、各港湾地域の利活用について調査研究、検討を行うと。これ、まだ休止はされていないし、航路の存続についても、存続とか、休止されたとしても再開についても、この港湾地域活性化特別委員会での調査研究、検討に入るのかどうかをお尋ねをしたいんですけど。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 航路問題についてではなく、それ以後のといえますか、4月以降の対策についてということの意味で、各港湾、いろいろありますので、その後の調査研究、検討を行うということです。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森議員。

○9番（森 崇君） 大川さんが取り下げたというのを、僕、今初めて聞いたんですけど、あのとき申入れしたときの説明が何もなくてぽっと出てきたから、みんなが不審に思うとる面もあると思うんです。そこのところは理解を僕らは全部して、するようにしたらいいと思うんですけど。説明がなかったと思うんです、一遍も。

○議長（谷 康男君） 今の質問、もう一度お願いします。

○9番（森 崇君） 質問です。

○議長（谷 康男君） ちょっと聞き取れなかったもので。

○9番（森 崇君） 大川さんが今取り下げるとしたのは、一遍も僕も聞いてなかったん、実は。大川さん自身の理解としては、僕と浜口さんと3人でそういう申入れをしたんですから、それに対する説明がなかったように思うんですけど。反対ではないんですけど、この取組の方向は一緒やのに、何で大川さん、僕ら、説明、最初申入れしたときに返事がなかったのか、それは分かりません。

○議長（谷 康男君） 事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 私のほうは、事務局としてまず発議の議案をお受けしました。ほいで、提出者と賛成者2名の署名がございましたので、受付をして、議長のほうには提出して確認をさせていただきました。私が議長から聞いたのは、全協とかあるということだったので、それ以降の話になってくるということは聞いております。その後、大川議員に確認をしまして、この分については次の議会のときに提出する方向でいいのかという話もさせていただいたんですが、時期が遅いと。さっきおっしゃられましたけど、時期が遅いということで、もう取り下げるということでしたので、取り下げました。説明というか、それについては、大川さんのほうから取り下げられたということですので、賛成者の方にそういうのがあったというのは、私から言ういうんも何か変な話だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私は、本議会に提出されました議員発議第4号港湾地域活性化特別委員会の設置についてに反対の立場で意見を述べます。

先ほどもお話が出ましたように、昨日、12月23日現在では、池田高松航路2便増便の申請に対して四国運輸局はいまだに認可は下りていないというふうなことは確認しました。仮に認可されたとしても、まだに航路存続に対して研究検討の余地が十分あると考えられます。現時点での港湾地域活性化特別委員会の設置は草壁高松航路休止を前提とした考えであり、時期尚早ではないかと思えます。よってこの特別委員会設置については反対いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は設置について賛成の立場の意見を述べます。

本町には、福田、坂手、草壁、池田、4か所のフェリーの発着している港があります。各港にはそれぞれ特徴があり、また様々な問題もあり、整備が十分できていないのが現状であると思えます。今回の草壁高松間のフェリーの問題とは関係なく、各港湾地域の活性化に向けて、地域の空き家、あるいは空き施設、空き地などの利活用をはじめとする環境整備を含めた調査研究、検討を行うため、港湾地域活性化特別委員会を設置しようとするものであるため、賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって発議第4号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました港湾地域活性化特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思います。委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ4名でお願いいたします。

各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時17分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、報告させていただきます。

港湾地域活性化特別委員会の委員であります。総務建設常任委員会からは中松和彦議員、森弘章議員、森口久士議員、柴田初子議員、それから教育民生常任委員会ですが、安井信之議員、浜口勇議員、鍋谷真由美議員、藤本傳夫議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

港湾地域活性化特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、港湾地域活性化特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩します。休憩中に、ただいま決まりました港湾地域活性化特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが正副委員長の互選をお願いします。開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時23分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に港湾地域活性化特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告させていただきます。

港湾地域活性化特別委員会の委員長に森弘章議員、副委員長に浜口勇議員と、以上に決定されたことをご報告申し上げます。

~~~~~

#### 日程第 2 2 議員派遣について

○議長（谷 康男君） 次、日程第22、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定されました。

先ほど設置されました港湾地域活性化特別委員会から、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、日程第25に追加し、皆様にお配りします。

~~~~~

日程第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第23から日程第25、閉会中の継続調査の申し出について

を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第23から日程第25を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員